

平成20年12月 勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成20年12月10日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君	農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君
観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成20年12月10日（水） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（水野正美君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 通告に基づいて質問いたします。

アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起し、日本経済にも深刻な影響を与えております。今、起きていることは、単なるバブルの崩壊ではありません。極端な金融自由化と規制緩和を進め、投機マネーを異常に膨張させ、世界有数の巨大金融機関が先頭に立ってばくちのような投機、マネーゲームに狂奔するカジノ資本主義が破綻したのであります。世界の経済と金融のあり方の根本が今、問われております。

同時に、日本の景気悪化をここまで深刻にさせている根本原因には、極端な外需、輸出頼みという日本経済が抱えている脆弱性があります。そのために、アメリカ経済が減速し、世界経済が混乱をすると、日本の景気悪化が一気に進むという事態がつくられているのであります。

こうしたもとの、政治はどのような責任を果たすべきかが今、厳しく問われております。

以上を引用した文は、去る11月11日に日本共産党が発表した景気悪化から国民生活を守る日本共産党の緊急経済提言の中の一部であります。

今、全国で派遣、請負社員の解雇や新卒の内定取り消しが進められており、後期高齢者医療の75歳以上の無保険が各地で続出するおそれがあるという事態、こういう状況が次々に生まれています。

こういうときだからこそ、市民の暮らしと営業を守り、何よりも市民生活に密着した予算編成が今こそ必要だと私は思うものであります。

藤平市長は、どのような立場で、姿勢で2009年度勝浦市予算を編成しようとしているのか、その基本的な考えをまず第1に伺いたいと思います。

第2に、千葉県統計課の資料によれば、平成20年4月1日現在、今年の4月1日現在の県内市町村別高齢者人口で、県下56市町村中、勝浦市は上から第5位、30.9%の高齢化率であります。ちなみに、第1位は隣の御宿町で37.7%、第4位が大多喜町の31.1%、第8位がいすみ市の29.9%であります。いまや夷隅郡市圏域は65歳以上の高齢者が人口の3割、3人に1人が高齢者ということになります。それだけに、私は高齢者に対する手厚い施策が今、必要であり、同時にまた勝浦市の将

来を担う子供たちへの施策展開もまた必要であるというふうに思うものであります。

このような観点から、医療、福祉の関係について、まず伺いたいと思います。

その第1は、国民健康保険事業についてであります。イとして、国保税額は保険者の努力で平均額ではここ数年、引き上げをしないという状況にありますけれども、その努力は確かに認め、評価するものであります。しかし、残念ながら、それでもなお、夷隅郡市の中で比較すると高いほうの第1位であります。医療分の今年度の1人当たりで見ると、旧夷隅町が1人当たり5万1,540円、旧岬町が5万5,127円、大多喜町が5万7,290円、旧大原町が5万8,550円、御宿町が6万2,153円で、勝浦市は6万5,784円であります。一番低い旧夷隅町と勝浦市との差は、実に1人当たり1万4,244円もあるわけであります。

それでは、勝浦市の国保会計の現状はどうか、このように見てみると、今年の年度当初では前年度からの繰越金あるいは財政調整基金、これらを合わせると約3億円の財源がありました。現時点で見てみましても、2億5,200万円を保有しているわけであります。勝浦市の国民健康保険被保険者数は年度当初7,339人でありますから、仮に単純に1人1万円の減税を行っても、7,400万円あれば可能であります。このことは、市長が決断さえすれば、十分それは実施できる客観的可能性を数字が示しているわけであります。

そのことから、私は税の引き下げを来年度予算に反映することを強く求めるものでありますが、市長の見解を伺いたいと思います。

ロとして、税の滞納者に対する資格証明書の発行についてであります。平成20年9月15日現在、勝浦市内の国保の世帯数は4,099世帯、そのうち税の滞納世帯が618世帯、15%であり、そのうち資格証明書発行世帯は140世帯となっております。また、後期高齢者医療では、平成19年度決算時点で市内の天引きされていない高齢者のうち244人が滞納しているということであります。

このような状況を見ると、今のこのような不況の中で、ますます税負担に耐えられない人たちが増加していくのではないかと。その結果、医者にもかかれず、場合によっては命にもかかわる状況が起きてくるのではないかと危惧されるわけであります。

政府、厚労省も国会質疑の中で、単に機械的には保険証を取り上げはしないよう、よく実情を把握して対処するように自治体にも指導する、このような趣旨の答弁があったように私は理解しているものでありますが、資格証明書の発行は、私は今、このような状況の中で極力行わないようにすることが、市民の命と暮らし、健康を守っていくことだというふうに思うわけではありますが、この点について答弁を求めたいと思います。

ハとして、資格証明書発行世帯140世帯のうち、乳幼児7名、小学生8名、中学生9名が含まれているわけでありまして、子供のいる世帯が12世帯あると言われております。勝浦市では、乳幼児医療を無料にしていることから、このうちの12名の乳幼児は滞納世帯であっても保険証が発行されるという温情ある施策を既に市長は実施しているわけではありますが、私はこの際、小学生も中学生にもこれを拡大すべきと要望するものでありますが、市長の見解を求めたいと思います。

ニとして、次に乳幼児医療無料化制度を中学生まで拡大することについてであります。去る8月20日の社会保障推進千葉県協議会の人たちとの勝浦市の懇談の中で、子供の医療費助成について、通院、入院とも中学卒業まで所得制限なく無料とすることの話し合いの中で、勝浦市は検討するという回答をしていることから、ぜひとも前向きな検討によって、これを実施するよう要望するものでありますが、市長のお答えをいただきたいと思います。

ホとして、冒頭でも述べたように、勝浦市の高齢者人口は年々増加し、今や2万2,000人の人口のうち6,700人を占めるに至りました。また、特定健診の対象者である40歳から74歳までの人口は1万246人となっております。市は平成20年3月に、勝浦市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定をいたしまして、平成20年度から24年度の第1期5か年計画を進めているところであります。

市民の健康を守る上から、市独自の健診科目の拡大、受診率の目標値に近づける努力、これらとあわせて受診料の無料化など、この特定健診の改善、充実がぜひ必要だと思いますが、これに対する市長の考えはどうか、答弁を求めたいと思います。

第2に後期高齢者医療についてであります。

そのイとして、過ぐる9月議会でも実施の方向での検討が答弁された短期人間ドックの助成について、来年度実施するのか、端的に伺いたいと思います。

ロとして、高齢者の同居家族に対する葬祭費の国保被保険者と同額支給のための補助制度についても、あわせて伺いたいと思います。

第3に介護保険について伺いたいと思います。介護保険の制度の改定によって新予防給付が創設されて何年かたちます。軽度者のサービス切り下げ、介護給付費を削減するという国、厚労省のねらいが現実のものとなってきているわけであります。勝浦市の介護認定者の推移を見ますと、要支援1と2の数が、平成18年度ではたった11人でありました。ところが、平成19年度には238人と急増したわけであります。それに反比例して、平成18年度要介護1のランクの人が356人いたわけですが、平成19年度には197人と激減しております。この数字が何よりも医療費を何とか押さえ込もうというシステムとしての国のやり方が如実にあらわれているわけであります。

このような状況のもとでは、今、勝浦市に設置されている地域包括支援センターとか、あるいはまた介護を運営していく上での運営協議会の役割が一層重要であると思うものであります。対象者に対する施策の強化を願うものであります。市長の考えを伺いたいと思います。

次に、3として産業の問題について伺います。

その1は、農業問題であります。農業者と消費者の共同を広げて、食の安全と地域農業の再生のための一助として、イとして地場産のお米や野菜などを学校給食で一層消費の拡大を図ること、また、市内の各事業所への地場産品の消費の啓蒙活動を行っていく、行政主導でそれを実施をしていくこと。これらについてはどう考えるか。

ロとして、市内の直売所や朝市などと行政との懇談を一層を深めて、今後の発展の方向を見出すよう努めていく必要があるのではないか、こういうふうに思うものであります。以上の2点について市長の見解を求めたいと思います。

ハとして、市野川地先のふるさと水と土ふれあい事業についてであります。今回の補正予算の中にも千葉県中山間ふるさと水と土保全対策支援事業関連の45万円が計上されておりますが、平成14年から20年の事業に1億5,000万円の予算がつけられているわけでありますけれども、本当にこれらが実効ある事業として有効に活用されていこうとしているのか。現時点までの経過と到達点、そして、この事業の見通しについて、まず伺いたいと思います。

ニとしては水産業の問題であります。勝浦、新勝浦市漁業協同組合所属の正組合員数は、平成10年の979人から平成19年の820人と10年間で159人も激減をし、減少率は16%であります。しかも世代別を見ると、60歳代から70歳代でその就労者の63%を占めるわけであります。20代から50代では30%しかおりません。こういう現状にあります。勝浦市の基幹産業の一つとして位置づけられ

ている漁業の再生をどう図っていくのか、私は焦眉の急と言わざるを得ないわけであります。

そこで、今回は当面してその課題の一つとして漁船の燃油について絞って伺います。

その1つは、市としての燃油の直接補てんの考えはないか。第2に、国の燃油補助制度の活用状況はどうなっているのかについて伺いたいと思います。

その3番目として環境防災問題についてであります。災害時における市民の安全を守る施策として、イとして耐震補強工事、住宅リフォームに対する住宅リフォーム助成金交付事業の創設、また地震被害防止のための家具の固定に対する助成事業、これらの実施について提案をするものでありますが、この事業実施によって、結果として市内の建設関係の人たちの仕事の確保の一助にもなると思うものでありますが、そういう側面からも前向きな検討を求めるものであります。

以上、各般にわたって述べましたが、その幾つかは繰り返し、何度も提起している項目であります。しかし、最初にも申しましたように、市民の暮らしが今、大変な状況に置かれているわけがあります。私は、これらの項目が実現するまで訴え続ける所存であります。ぜひとも新年度予算にこれらの項目がぜひ反映されることを強く求めるものであります。

最後に、社会教育についてであります。今年の6月に社会教育関連三法、いわゆる社会教育法、博物館法、図書館法が改正されたことはご存じのとおりであります。教育基本法第17条では、地方公共団体に教育振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めなければならないと、その努力義務が規定されております。そこで、勝浦市の教育行政としては、教育振興基本計画を作成するつもりなのかどうか。まさに今、勝浦市の第4次実施計画が策定されつつあることでもあり、タイミングとしても、時宜にかなっているのではないかと思うものでありますが、この勝浦市の教育振興基本計画策定について、どのように考えているのか。また、その中で社会教育をどのように位置づけているのか、見解を求めて第1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

1点目の平成21年度予算編成に当たっての基本的立場についてであります。平成21年度の財政見通しは、サブプライム問題に端を発した景気悪化の影響から、市税収入の減少が避けて通れない状況にある上、国税等を原資とした交付金の減少も懸念されるなど、市財政を取り巻く環境はより一層厳しさを増すことが予想され、さらなる事務事業の見直しを行い、経費節減を図っていく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、平成21年度は次の2つの点を基本に予算を編成することといたしました。

第1は、第4次実施計画の初年度として、その計画事業の着実な推進を図るとともに、緊急度、重要度及び事業効果に応じた事業の選択を行うこと。

第2は、勝浦市行政改革大綱2005及び勝浦市財政健全化計画による取り組みを徹底し、市税等の収入確保はもとより、経常経費のなお一層の節減合理化を図ることといたしました。

次に、2点目の各般にわたっての考え方につきましては、初めに国民健康保険税の引き下げについてであります。国民健康保険税の税率は、議員ご承知のとおり、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、特定健康診査、特定保健指導の保健事業等に要する費用、さらには被保険者の所得状況等を勘案し、決定しているものであり、本年度の税率は繰越金等約8,000万円の充当を前提

にしているものであります。

平成21年度につきましては、後期高齢者支援金、前期高齢者交付金等の算出諸係数が国から示されておらず、情報が十分ではありませんので明確にはお答えできませんが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、相互における増減はあるにしても、合計で現行の税率を上回る改正は行わない方向で考えております。

次に、国民健康保険被保険者資格証明書の発行についてであります。国民健康保険被保険者資格証明書の取り扱い、被保険者間の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的としており、十分な負担能力があるにもかかわらず、納付の履行がなされない方、また納付相談等に応じていただけない方を対象とし、十分な理解を得て、納付に結びつけていこうとするものであります。

したがって、今後さらに制度への理解が得られるよう実情の把握に努め、納税相談等のさらなる徹底を図り、国民健康保険被保険者資格証明書の発行に至らないように努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校生徒までの国民健康保険被保険者証の無条件交付発行拡大についてであります。前段でも申し上げましたとおり、国民健康保険被保険者資格証明書の取扱いは被保険者間の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的としており、十分な負担能力があるにもかかわらず、納付の履行がなされない方、また納付相談等に応じていただけない方等を対象としております。したがって、世帯員である中学校生徒等におきましても例外ではないわけですが、中学校生徒等が医療を受ける必要が生じた場合には、国民健康保険短期被保険者証を発行するなど、臨機応変に対応したいと考えております。

次に、乳幼児医療費の中学校生徒までの拡大の考えについてであります。乳幼児医療費の助成につきましては、保護者の経済的負担の軽減、乳幼児の保健対策の充実のために行っております。制度内容であります。平成18年度までは3歳児未満児の入院と通院及び3歳から小学校就学前児童の入院に対して助成を行ってまいりました。その後、平成19年度から次世代育成支援対策の拡充のため、助成対象を小学校就学前児童に対する入院、通院までのこの助成対象を拡大したところであります。

ご質問の中学校生徒まで医療費無料化の拡大の考え方ですが、制度の必要性は十分理解するところでありますが、県内市町村の状況、あるいは本市の財政状況等を勘案し、検討をしてまいりたいと考えます。

次に、特定健康診査の改善、充実についてであります。特定健康診査につきましては、医療制度改革の一環として、本年4月1日から医療保険に義務づけられ、既に本年度の集団健診は終了したところでありますが、今後の対応といたしまして、受診者負担の無料化等も検討課題の一つではあると認識いたしておりますので、受診料の高い他市町村の対応状況も参考とし、研究してまいりたいと考えます。

次に、後期高齢者に係る短期人間ドック事業の実施についてであります。後期高齢者に係る短期人間ドックの実施につきましては、さきの9月議会でお答えいたしましたように、一定の要件のもとに利用できるよう、規程の整備とあわせ、平成21年度予算に計上する方向で調整を図ってまいりたいと考えます。

次に、後期高齢者に係る国民健康保険並びに葬祭費の支給についてであります。後期高齢者に

係る葬祭費の支給につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合から葬祭を行う者に対し5万円が支給され、本市国民健康保険における葬祭費支給額との比較において2万円の乖離があるわけですが、国民健康保険における7万円の葬祭費の支給は、県下36市のうち8市で、うち1市は減額改正を予定しているという状況にありますので、勝浦市といたしましても、現行の葬祭費の見直しを含め、引き続き検討課題として考えてまいりたいと思います。

次に、平成19年度から急増した市内要支援者に対する市が行うべき施策の具体的な指導及び援助についての考えのご質問であります。議員ご指摘のとおり、要介護者の増加とともに、それに比例いたしまして介護給付が年々増加していることから大幅な見直しがされ、介護予防を重視した制度へと転換されたところであります。

勝浦市においては、平成19年度から直営で地域包括支援センターを設置し、要支援1、2の要支援者に対する介護予防支援事業及び予防給付の開始と高齢者が住みなれた地域で生き生きと自分らしく生活できる地域づくりを進めているところであります。

平成20年8月末で要支援者は155名となり、そのうち毎月のサービス利用者は75名、住宅改修や福祉用具購入等の単発サービス利用は19名で、残り61名が念のための介護申請でサービス未利用になっておるのが現状であります。

対象者の生活の目標に向けて、予防給付や在宅福祉事業及び地域の資源、いわゆるインフォーマルサービス等を組み合わせてのケアプラン作成が必要なことから、在宅福祉事業（緊急通報システムサービス事業、配食サービス事業、栄養食品支給事業、高齢者住宅改造費助成事業）の見直しを行い、内容の充実を図り、高齢者が安心して地域で生活できるよう努めております。

また、医師会、商工会、民生委員、ボランティア等と連携し、認知症の早期発見、早期治療のための相談窓口及び治療医の確保や歯科訪問診療、商店の配達サービス等の確保にも努め、資料集を作成して情報提供を行っており、ところであります。

そのほかにも介護用品リサイクルを初め、資源の有効活用と介護者同士のネットワークづくりを進めており、さらには認知症サポーター養成講座や家族の会を継続実施しております。

介護予防サービス未利用者に対しては、生活の実態把握のため、全世帯を訪問し、必要なサービスにつなげることや家庭訪問を継続的にを行い、状況把握や支援を行っており、そこで要介護軽度者の生活の安全と介護予防に努めております。

次に、農業問題についてのご質問であります。最近における事故米の問題や輸入冷凍食品の農薬問題、さらには産地偽装問題など、食の安心・安全が社会的に問われております。

このような状況の中で、市内農家や農協等の関係機関が連携して、より安心・安全な本市農産物を消費者に提供し、もって農業の振興を図ることは大変重要であると認識しております。

学校給食における地場産の米及び野菜等の使用につきましては、平成20年10月より勝浦産米「ふさがね」を使用しており、野菜等についても農産物直売所、味彩館から一部購入しておりますが、安心・安全な地場産農産物等が学校給食でより一層使用され、消費拡大が図られることが必要であると認識しております。また、市内各事業所での消費拡大については、市内の病院、ホテル、旅館及び老人ホームなどに対して、安心・安全な地場産農産物等の消費拡大について啓蒙に努めてまいりたいと考えます。

また、市内の直売所につきましては、より安心・安全な農作物栽培及び販売促進のため、関係者と行政機関等による懇談会を定期的に行ってまいりたいと考えております。

また、朝市につきましては、勝浦朝市運営委員会及び勝浦朝市しんこう会と、今後の朝市の方向性について協議を行うに当たり、その中で地場産農産物等の販売促進について協議してまいりたいと考えます。

次に、市野川地区の県営ふるさと水と土ふれあい事業についての経過と進捗状況でございますが、本事業につきましては、地元よりため池整備についての要望を受け、県営事業として実施するため、平成13年度から平成15年度にかけて県と市において現地調査、測量及び全体計画の策定を行い、平成16年度の国庫補助事業申請を経て、平成17年度から19年度までの3カ年継続事業により実施する計画でありましたが、昨年度になって事業完了が平成20年度までに延期されたところであります。県よりの説明では、工事箇所に係る国有地の払い下げ事務の遅延等がその理由でありました。

次に、本事業に係る全体事業費であります。国庫補助申請前には約2億円とのことでありましたが、現時点では最終的に約1億5,000万円程度の見込みであるとのこととあります。

本事業に係る負担割合は、国が55%、県30%、市10%、地元が5%であり、平成20年度の事業費が確定しておりませんが、勝浦市の負担額は4カ年の事業費負担分の合計で約1,500万円強が見込まれ、平成14年度及び15年度に実施した測量及び基本設計等に係る委託料2,085万1,750円を加えますと、約3,600万円程度が見込まれます。

次に、本事業の見通しにつきましては、県の説明によれば、事務処理の遅延等のため最終年度である本年度工事のうちため池整備工事の完了が平成21年5月末まで遅延する可能性があるとのこととあります。工事完了後、県から市への譲与手続を経て市に移管されることになることから、地元と協議を行っておりますが、本事業完了後は無償で施設の維持管理を行う旨の確約書が平成17年5月16日付で県営里地・棚田保全整備事業市野川地区推進協議会会長及び市野川区長より提出されておりますので、これを基本に移管後の管理、運用に関して市野川地区推進協議会、市野川区及び県と引き続き協議を行ってまいります。

また、今後の有効活用につきましては、ため池施設整備による地域のかんがい機能の向上が図られるところでありますが、市野川地区推進協議会より観光竹の子園や市民農園等による利活用案が示されていることから、有効活用が図られるよう引き続き地元と協議してまいりたいと考えます。

次に、漁業用燃油の高騰問題についてであります。石油価格の目安となるニューヨークの原油先物価格が本年1月から急騰し、本年7月には147ドル台となりましたが、それ以降は一転下落を続け、世界的な金融危機、経済後退と相まって、12月初めに46ドル台まで下落しており、最高値より3分の1の水準まで下落をしております。

さらには、為替相場の急激な円高と相まって、国内の石油価格は下落傾向にありますが、いまだに予断を許さない状況にあります。

本市漁業燃油の大半を占める軽油価格も新勝浦市漁協の場合、ピークでありました本年8月の1リットル当たり132円30銭から下落を続け、12月中旬には95円台に、また来年1月には90円前後、2月には平成18年度の水準である80円台で販売できる見込みとのこととあります。

今回の燃油高騰により漁業経営に深刻な影響を与えていることから、本年7月に国の燃油高騰水産業緊急対策として、省燃油実証事業などの対策が示され、本市漁業に関連・効果が見込まれた事業として、昨年12月の燃油価格を基準に燃油価格増加分の9割を国が助成する省燃油実証事業の申請について、両漁協と協議を行ってまいりました。

当初、国より示された漁業者のグループ基準等について、漁協では実態にそぐわないとの意見が

ありましたが、関係方面からの働きかけもあり、基準が緩和され、新勝浦市漁協より183隻、勝浦漁協より24隻、合計207隻が本事業に係る認定申請を行ったところであります。

この効果につきましては、燃油価格下落の動向や漁獲金額といった不確定要素がありますので、現時点では本助成金制度の効果は測定できないところであります。

また、県でも単独事業として9月補正予算に計上し、漁船省エネ航行支援事業及び緊急的省エネ操業支援事業を創設いたしました。が、本事業に対して両漁協で合計219隻、総額723万円の補助金申請の手続を行っているところであります。

このような国、県への補助申請の状況や下落傾向にある燃油価格の状況、また漁業以外の産業とのバランスもありますので、現時点では市独自の漁業者への直接補てん制度創設の考えはございません。

次に、耐震補強工事を含む住宅リフォーム工事に対する助成金交付事業の創設についてのご質問であります。耐震改修は建築物の構造部材の補強を図るためにも内装工事を伴うことから、リフォーム工事に合わせて耐震改修工事を実施することは、所有者にとりましても経済的に有効な方法であると存じます。

議員ご承知のとおり、市では民間住宅の耐震に関する助成制度といたしましては、旧耐震基準により昭和56年以前に建設されました木造住宅を対象に、耐震診断費用の一部について補助金の交付事業を平成19年度から実施しております。

ご質問の助成制度につきましては、今後も引き続き県内の実施市町村の状況等について調査、検討してまいりたいと考えております。

2点目の転倒防止のための家具の固定金具設置のための助成事業の創設についてであります。地震災害時に家具等による人的被害も多いことから、建築物の耐震強化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要であると考えます。したがって、今後、千葉県等の関係機関と連携し、パンフレットやホームページ等により家具等の転倒防止のための対策事例や対策用品等の情報を提供するとともに、家具等の転倒防止策の推進を図ってまいりたいと考えます。

なお、助成事業については、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、社会教育に関するご問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

1点目の勝浦市として教育振興基本計画を作成するのかというご質問でございますが、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育の理念が明示されました。同時に改正教育基本法では第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画、教育振興基本計画を定めることが新たに規定されました。

また、第2項において、議員ご指摘のように、地方公共団体は前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。

国における教育振興基本計画は、文部科学大臣の審議要請を受け、平成19年2月から教育振興基本計画特別部会を中心に審議を行い、それまでの状況を公表し、これについて国民からの意見を募

集、あわせて関係団体からのヒアリングや地方での公聴会を行うなど、幅広い国民の意見を踏まえた計画の策定となっております。

市での教育振興基本計画を作成するかどうかについてでございますが、勝浦市の教育の全体計画は以前より作成され、「勝浦の教育」という冊子にまとめてまいりましたが、先ほども申しましたように、地方公共団体はこの計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとありますので、国が策定いたしました教育振興基本計画をより掘り下げた上で、勝浦市の教育の全体計画を見直し、必要があれば改善を図り、勝浦市の教育を一層充実させることができる計画にしていきたいと考えております。

2点目の教育振興基本計画の中で社会教育をどのように位置づけるのかを伺いたいのご質問でございますが、勝浦市の社会教育は、生涯にわたってみずから学び、健康で明るい生きがいある生活の実現を目指して、1、心の通う地域社会づくりと生きがいのある生活。2、心豊かな潤いのある生活と文化の振興。3、健康で明るい活力ある生活の実現を重点として事業を進めています。

また、施策の立案、推進に当たっては、社会教育委員の意見や見識を十分に尊重しながら教育の底上げを進めてまいりたいと考えております。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） 午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） それでは、社会教育のほうから再質問させていただきます。

今の答弁をお聞きますと、私、平成19年度版の「勝浦の教育」を持っているんですが、こういうものをつくり、それに基づいて勝浦市の教育活動をやっていると。したがって、今回、社会教育三法の改正もあることながら、この教育基本法に基づく国の教育振興基本計画が出され、各自治体の教育振興基本計画の努力目標が課せられたと。これについては、改めて勝浦市の教育振興基本計画を立てるのではなくて、その国の基本計画を参酌しながら、従前から持っている勝浦市の教育というものに集約させていくというふうに理解したんですけれども、それでよろしいのかどうか。その点を再質問したいと思います。

それにしても、特に私は今回、社会教育で取り上げているんですが、社会教育の重点として、今、教育長が述べられた1として、心の通う地域社会づくりと生きがいのある生活、2として、心豊かな潤いある生活と文化の振興、3として、健康で明るい活力ある生活の実現と、こういうふうに言って、各項目とも3つから5つぐらいのいろいろな課題というか項目が述べられているのですが、ただ、これを実施していく、あるいは遂行していく上で、特に社会教育においては最も重要な一つとして位置づけられるのが専門職の張りつけの問題だと思うのです。専門職をどう位置づけるかという問題だと思うんです。そういう点で言えば、社会教育主事あるいは図書館における司書、あるいはいろいろ勝浦の地域の歴史、その他、海の博物館も含めた学芸員、それらをどう配置、あるいはどう強化していくかというのが決定的なかぎになると私は認識しています。社会教育の専門家等もそのことは言っているわけです。

例えば県内で見ると、君津市などは毎年、社会教育主事を正規の職員として採用を図ってきているというようなことがあります。あるいはまた、国での社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのが今年、2008年5月23日、衆議院の文部科学委員会で附帯決議が採択されました。その中にも各資格取得者の能力が生涯学習や社会教育の分野において最大限有効に活用されるよう、有資格者の活用方策について検討を進める。あるいは、制度を積極的に活用する上では、専門職が必要だと。

これは6月3日の参議院文教科学委員会においては、社会教育主事、あるいは司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後ともそれぞれの分野における専門的能力、知識等の習得について十分配慮することと、その後に有資格者の雇用の確保とか、それらが附帯決議でうたわれているわけですね。

事ほどさように、社会教育の発展は有資格者をどう充実させていくにかかっていると言っても過言ではないと私は認識しています。

そういう点からいって、2点目としては、今の勝浦市における専門職の状況はどうなっておるのか。要するに、社会教育課に社会教育主事が配置されているのか、図書館に司書が配置されているのか、学芸員という有資格者の職員が勝浦市にはいるのかいないのか、その点について現状はどうかということをお聞きしたい。その上に立ってそれが足らざるを補っていく。補うだけではなくて、もっと積極的に専門職の充実を図っていくということが必要だと思います。

これは単に勝浦市民の社会教育をどう発展させるかにとどまらないと思うんですね。ある意味、観光行政にもこれはつながっていくわけです。つまり卑近な例では、大多喜町にもボランティアの史跡めぐりにおける説明員がいるわけです。

ついこの間、大多喜に行ってきましたが、ボランティアが登録されていて、それをやることによって市外から町を散策に来た人たちに対する大多喜城を初めとするいろんな名所旧跡、神社仏閣について、あるいはその他の施設について説明してくれる。勝浦市も、聞けばそのことをやろうとして一度ボランティアを募ったんだが、それがなかなかうまくいかなくて、現状はそうはなっていないということなんですけど、これは小田原城のところに行っても積極的に何人もいて観光客についてやっている。それから、この間、静岡でも何人もそういう人たちがいて、生き生きと、それこそ高齢者が生きがいとしてボランティア活動を、説明員というか、平たく言えば観光ガイドみたいな形でやっている。それらをやる上でも、社会教育課に学芸員とか社会教育主事、その人たちが主導権をとって市内のそういう組織をつくっていくということを考えた上でも、ぜひ、そういうものを充実していく必要があると思うんだが、その点について伺っておきたいと思います。

それでは、最初に返って、国保税の関係ですが、かつて市長が市長選の3選目になるその前年度、あるいはその前々年度、そのときの勝浦市の国保会計の現状を見ると、財政調整基金ゼロに近い状況にあったわけです。それでもなお市民の暮らしを守っていくというようなことから市長が決断をして、数千万円しかなかったのをゼロに近いところまで財調を取り崩して、余りにも高過ぎて払いたくても払えない人たちに対する配慮ということで、市長は税の引き下げを決断しました。では、そのことによって勝浦市の国保財政がパンクしたか。パンクしてません。そんなこと言ったって、今は状況が違うよといったって、新たに後期高齢者医療制度ができたけれども、それに対する支援金とこう言っていますが、その分、国保の人口は3,000人から減っているんですから。それに対して支援金を出しているだけの話で、状況が変わったといっても新たに増えた支援金ではないんです。

そういうことから言うと、今の国保会計の状況はどうでしょうか。答弁では、財調とかそういうものはほとんど言わないで8,000万円投入しただけだと繰越金のことだけしか言ってないんだが、両方合わせて財源でしょう。そうなってくると、3億円の財源があった。ところが、それはいろいろあって、それをいろいろ繰り入れたり、あるいは支出したりして、現時点ではそれでも財源を5,000万円しか崩してないんです。2億5,200万円持っているわけです。例として1人当たり1万円と言ったんですけど、これは後期高齢者医療制度で3,000何百人か減ってますから、そうすると、国保の被保険者は7,200何十人ですよ。そうすると、1万円下げるとしても7,000万円前後で用が足りると。そうすると、2億5,000万円持っているから、7,000万円を取り崩したって、まだ1億8,000万円ぐらいあるわけでしょう。だから、そういう点から見れば、流れから見たって十分可能だと。とにかくいずれにしても、額は別としても引き下げることが可能じゃないですか。

そのことを、なぜ私はしつこく言うかという、今、いろんな要望を聞くために、そして市の来年度予算に反映させていただくために、ここのところ各地域別にずうっと入ってるんですけど、まず話で入ってくるのが、老若男女を問わず、「水道料何とかしてくれないかい」、「国保税、何とかしてくれないかい」と、このことがオーバーじゃなくて、本当に一言目には出てくるんです。だから、その声を聞いて、これは全く不可能なら別なんだが、少しでも可能性があるならば、今、この状況の中で、この間も松部で、私もじいさんですけど、私より年上のおばあちゃん二、三人がたむろしていて、後期高齢者医療制度をかんかんになって怒ってました。天引きもかんかんになってました。そのついでに今のようなことを言われた。

そういうことからすると、ここで市長が英断を下すべきではないか。新年度で、たとえ額はどれであろうとも引き下げて、少しでも市民の暮らしを支える一助としてやるべきだと。今、国のほうでは、麻生総理が四面楚歌でいろいろたたかれています、しかし国の政治だって、今の置かれた状況を何とかとせにやいけないわけです。政局難ということをああだこうだ言っている場合ではないとテレビでもやっていましたが、まさにそのとおりです。

しかし、自治体ではどうしたらいいのかということです。これは、自治体だってやれる権限を持ったら、市長の権限においてやれる施策だってたくさんあるわけですよ。私はその一つとして、国保税を新年度予算で数カ月後になるにしても、新年度でこうやってもらえるそうだと、市民の気持ちにそこに行けば、かなり違ってくると私は思うんです。そういう点では、今こそ国の政治も地方の政治も、国民、市民のために予算や施策がどう働いていくかということを真剣に論議し、そのことを実現していくことが今、最も政治に求められているんじゃないかと私は思うので、9月もやったじゃないかよ、またやるのかと言われるのは承知の上で、あえて問題提起しているわけです。そういう点で市長から答弁をいただきたいと思います。

資格証の関係ですが、今、勝浦市が発行している資格証については、今の答弁だと現時点で140人。この140人は全部ふらちな被保険者だという認識に立ってるんですか。さっきからの答弁を聞いていると、負担能力があるにもかかわらず、あえて国保税を支払わない、そういう者に対して資格証を発行しているんだと、こういうふうに答弁がありました。その後に、さらに納税相談とか、そういうものをやりながら資格証の発行を減らしていきたいと言ってるんですけども、さっきの答弁を聞いていると、資格証を発行している140人がとんでもない被保険者というふうに聞こえるんだが、その点についてお聞きしたいのが1つと、資格証の発行はいろいろ出入りあるんですよ。世帯数に対してどれだけ資格証が発行されているかというのを見ると、資格証発行率が相当違って

いるんです。そのことを見ると、これは今年9月15日のですけど、12月段階ではもう少し滞納も増えてます。勝浦市は4,099世帯のうち618世帯の滞納で、そのうち資格証交付が140と、こうなっているんだが、これはほかの市とか町と比べると、滞納者に対する発行率というのがえらい差がある。勝浦市の場合、発行率が多いんですよ。そのことは、ふらちな被保険者がいっぱいいるのかと、さっきの答弁でいうとなっちゃうんですけど、私はそうでないと思うんですね。その中には払いたくても払えない状況にある人が相当いるというふうに見ているんだが、その解釈の点について再度答弁をいただきたいと思います。

次に、中学までの被保険者証の発行についてですが、さっきも言いましたように、7人については乳幼児ですから、これはもともとというか、さっき私が言ったように、市長が小学校に入るまでの子供は入院も通院も医療費無料ですから、その子供を抱えている家族が仮に1年以上滞納していても、資格証はそこには発行するが、子供に対しては保険証を発行しているということは既にわかっています。

小学生8人、中学生9人は、さっきの答弁だと、中学生だって同じ世帯の中で公平、不公平、あるいは権利義務から言えば同じだと、こう言いますが、義務教育の中学生は未成年でしょう。この子供たちの努力によって、その家計や経済状況が好転するかということですよ。子供に何の罪はない。ごく最近、国会で与党の議員が病気になったら直ちに手続として保険証を交付だということにしようじゃないかという話し合いが出ている。それをちょろっとテレビで言っていましたが、私はそういう点で、さっきの答弁、もう一回確認しますが、現状では7人と8人と9人ですね。7人はもう既にやっているから8人と9人、合わせて17人も就学前と同じように保険証を交付してもらいたい、こういうふうに主張するんだが、それが1つと、そうでない場合で、さっきの答弁ではそれをやらないと。しかし、この子たちが病気にかかって保険証が必要だといった場合には、直ちに短期保険証を交付すると、こういうような答弁がさっきあったように思うんですが、それでいいのか。そのことを子供を抱える滞納世帯にどう周知していくのかというのを含めて答弁をもらいたいと思います。

中学生までの無料化の問題は、引き続き県下各地の状況や財政状況を見ながら検討すると、こう言ってるんだが、私の認識では中学校3年が終わるまで無料というのは、確かに県下で1つか2つです。だけど、勝浦市が中学3年まで検討するという中には、今は小学校上がるまでだけど、近い将来、小学校の6年生までにするか、あるいは小学校の3年生までにするかとか、いろいろ段階を、そういう経過措置をとりながら検討していくということならわかるんだが、私も中学3年まで全部、即来年度から実施といったって、はっきり言って無理だろうと思うんです。いすみ市が小学校卒業まで無料にしますとぶち上げた。ところが、いろいろ財源調べてみたら、とてもそうもいけなくなっちゃったというので3年まで我慢してくれというので、おかしい話で今、3年までやってますが、そんな体たらくじゃなくて、きちっと財政計画と財源計画とそういう先の見通し、県下の状況を見ながら、そういうような現実性のある検討をぜひやってもらいたいと思うんだが、そういう考え方はないかどうか、その辺についてお尋ねします。

特定健診なんですけど、るるご説明をいただきました。そのとおり一生懸命やられている。担当の人たちも地域包括支援センターの人たちも少ないスタッフの中で本当によくやられていると思います。それには敬意を表します。しかし、スタッフの問題としては限界がありますね。

まず最初にお聞きしたいのは、勝浦市国民健康保険特定健康診査等実施計画が今年の3月に策定

されました。そういう中で、これをやるためには大変な状況、私らも国保運営協議会で一応、論議させてもらったんだが、受診率の目標値があるわけなんです、特定健診の平成20年度の受診率を20%とすると、特定保健指導実施率を17%とすると、国保に入っちゃって申しわけないんだが、介護はまだ後からやります。そのことがあるんですけど、今年特定健診は終わったというんだが、受診率はどの程度だったのか。これをまず聞きたいんです。

もう一つ、診療科目を独自で増やしていく方向はどうなのかということについて、どういう考え方があるのか、それについても再度お聞きしたいことと、さっきの答弁で科目によって受診が有料になってますね。これを無料も含めて検討して、将来的に受診率を高める上からも検討していきたいんだって話があったんだけど、もうちょっと具体的にはどういうことなのか。そういう点について伺っておきたいと思います。

次に、介護に行きます。介護は、何と言っても地域包括支援センターが重要な役割を果たすと思います。それともう一つ、地域包括支援センターをどう回していくかという点での運営協議会なるものが大きな役割を果たすだろうと思っておるんですが、そういう点で、今の包括支援センターのスタッフはどういう配置状況になっているのか、この前も聞きましたが、改めてお聞きしておきたい。

運営協議会のメンバーについてもお聞きしておきたいし、運営協議会はどう開催しているのか、開催の状況についてもお聞きしておきたいと思います。

次に、農業における問題は、市野川の関係ですが、施設建設が平成21年末に終わって県から市に移管をされる、無償払い下げされる。それを今度は地元の人たち、この前、管理運営の組織をつくりましたね。その人たちが無償で管理運営を行うという覚書を取り交わしたと、こう言ってるんだが、市野川地域のその人たちが将来にわたっても管理運営も含めて、このことを本当にずっとやっていく可能性があるのかどうか、その点についても、もう一度確認しておきたいんです。

それとあわせて、いずれにしても市の所有物になるわけですから、そうすると、これが未来永劫という話もないけれども、将来にわたって市が最後まで責任を持ってこの施設をやっていくのかということも、ここで改めて確認しておきます。それが農業問題での再質問です。

漁業については、一応、最初の話で現時点では了解しました。

住宅リフォーム問題ですけど、ぜひリフォーム補助金については、今後、検討してもらいたい。

家具の転倒防止の点について言いますと、これは家具どめは自分でもやってやれないこともないんだが、簡単な器具、機材もありますね。高いものもあるけれども、コーナーみたいのでホームセンター行って、買ってきて、タンスとかその他をとめるのもあります。だから、あえて公費でそれを負担するのかよという話もあるんだが、しかし啓蒙という意味からいっても、ただ単にパンフレットだけ配るのではなくて、そういうものを必要な人はどうぞ使いなさいよということもぜひ必要ではないか。特に若い人たちの寝室というのは、今の時代ではクローゼットなどが多いんだけど、たたみの上にタンス置いたり、いろんなものを置いているのは高齢者の寝室なんですね。そういうことからすると、データ上もほかの県でそれを取りつけていて、たまたま地震が起きた地域があるんですけど、つけていたところとつけていないところ、家具の転倒の仕方が全然違ったというような実績もあるので、後段の2点目の転倒防止の器具、機材購入に対する補助制度はぜひ何とか予算計上はできないものかと思うんだが、その点についてお答えをいただきたい。

以上で再質問を終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） お答えいたします。第1点目の勝浦市の教育振興基本計画でございますけれども、議員ご指摘のとおり、新たにこれをつくるというのではなくて、今まで作成してきました勝浦市の教育、これに必要ながあれば改善を加える。そして、それを勝浦市の教育振興基本計画なるものにしていきたいと考えております。

2点目の社会教育の充実のためには専門職の張りつけが決定的なかぎになるというようなご指摘でございますけれども、これもごもっともなことで、できればそうしたいという考えではございますけれども、ただ、現在はそういう資格者のいない中で、それぞれの立場にある者がそれぞれの仕事を一生懸命に取り組んでいただいております。活躍している。

お話のありました歴史ボランティアでありますけれども、これにつきましても、社会教育課、観光商工課、あるいは社会福祉協議会が協力し合って、来年度は歴史ボランティア育成のための講習会を開こうということで進めておりますので、資格のない中でも職員が頑張っているということは、ぜひご認識をいただきたいと思っています。

と申しましても、資格を持った人がいることは大変ありがたいことでありますが、現在、市役所の中には社会教育主事の資格を持った者が2名、司書の資格を持った者は3名おります。こういう人たちをそれぞれの場に位置づけてもらえれば大変ありがたいことでありますけれども、人事は庁内全体を見通して行われるわけでありますから、教育委員会だけの都合ではできないだろうと思っています。ただ、教育委員会といたしましては、そうなることは大変ありがたいことでありますから、今後、そういうことでお願いしながら、そういう人たちの配置ができれば、そのようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 保険料の件についてですが、国保と水道料が高いというのは私も十分耳にしています。至るところで聞きますし、県外から勝浦に居を移した方々も異口同音にそうおっしゃる。

保険料については、議員も今申されたように、勝浦の財政調整基金を払底してゼロにして、なおかつ足りなくて、その年も数%の値上げをした。さらに、数年、一般会計からの法定外の投入をして、税率のアップを幾らかでも抑えようという努力を2年続けてまいりました。そういうことの中で、市民の皆さんには高額負担ということをお願いしてきたということは、十分、承知しております。ここ数年に至り、何とか還元できるような状態になり、平成20年度の予算も8,000万円の繰り入れをもって一応、税率を上げない。少なくとも近隣市町村に近づけようという努力をいたしました。

そういう意味で、今回も上げない方向で考えているということをお答えいたしましたけれども、まさにスタートはそこであって、それ以上は、今後の推移を見ながら対応していきたい、そう考えております。したがって、今日言ったことを翌日、翌々日、訂正するどこかの大臣のような、そういう発言は慎みたいと、そう思います。

続いて、中学生の件ですけれども、これは今、議員も申されたように、私の考え、そして市民課の担当の考えもそうでありますけれども、一挙には不可能であると思える。しかし、段階的に今の子供たちの健康を維持する、親御さんが安心して子供たちを見ていけるというような社会的状況をつくり出すことは、我々はしなければいけない。したがって、段階的にその方向に今、協議を重ねながら進めているということです。これもございます。小学校無料とぶち上げて、実際は3年生までと。ぶち上げたときは格好はいいけれども、実態がそういうことになれば、それはかえって混乱

を生じさせるようなことになります。したがって、この件につきましては、段階的に、おまじ地味だよと言われようが何しようが、一步一步の積み重ねで、その実現に邁進していきたい、そう考えています。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、資格証の関係でございますけれども、資格証対象の方々は、十分資力があるにもかかわらず納めていただけない方のほかに、納税相談等に応じていただけない方も含まれております。

次に、今の市長答弁もございましたけれども、中学生以下の児童にかかわる件でございますけれども、基本的には無条件で保険証を交付するという段階では今のところ考えてはおりません。

これは国から示されました通知等の関係の周知でございますが、これは税務課のほうが直接何らかの形で資格証交付世帯に接触を図って周知をしてまいりたいと考えております。

次に、特定健診でございますけれども、受診率は何の程度かということでございます。明確に実施計画に乗せております受診率の通知につきましては、その年度中に異動等がありますと、順次、減少させていかなければいけませんので、あくまでも問診票を送付した中での受診者に対します受診率ということでお答え申し上げます。21.45%を私のほうとすれば確認をいたしております。

健診科目の増加、また無料化についてということでございますけれども、どちらにいたしましても、基本的にはそれらを行うことによって受診率の向上が図れると、ある程度そういうものが確約できるような段階にもし至れば、そういう形で対応していきたいというように考えております。

確かに議員おっしゃるように、制度の改正等におきまして、従来、基本健康診査で心電図と眼底は行っていたようであります。今回この特定健康診査に制度が変わってからは、前年度のある一定数値の方のみを対象とするという形にしておりますので、中には何でこの検査やってくれないんだという形で、来年はやめようかということをお考えになる方も確かにあるかもしれませんが、現状におきましては、私のほうとすれば、現場における声として強い要望というのはまだ聞いておりませんので、したがって、先ほど申し述べましたように、受診率の向上が図れるという取り組みにつきましては、積極的に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 地域包括支援センターの職員体制につきましてのご質問でございますが、介護保険法に定められております3職種、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の3名また一般事務職員2名で行っております。

続きまして、勝浦市地域包括支援センターの運営協議会の委員の関係でございますけれども、全員で8名でございます。内容につきましては、医師2名、高齢者福祉等に関与する者1名、被保険者の代表者2名、地域ケアに関する勝浦市保健所関係の職員1名、介護予防サービス事業者2名の8名でございます。

地域包括支援センターの運営協議会の開催の内容でございますが、先日11月19日に開催いたしまして、年1回の開催でございます。内容につきましては、勝浦市地域包括支援センターの事業実施状況でございますけれども、介護予防ケアマネジメントの具体的な活動、総合相談、権利擁護支援事業、また包括的継続的ケアマネジメント支援事業等につきまして会議を行いました。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。市野川地区のふるさと水と土ふれあい事業の関連でございますが、そもそもこの計画、ため池周辺の遊歩道であるとか、あるいは体験学習施設等、周辺環境整備のプランが当初ございました。ただ、現在では県の説明では、全体の事業費そのものが圧縮をされておる。ついては、ため池、あるいは管理用道路、こういう事業を優先的に取り組んだ。そのために周辺環境整備の主なものでは、既に建っています四阿程度になるというところでございます。

このため池整備でございますが、従前の貯水量より倍ぐらいの規模になるということになるわけでございますけれども、他の土地改良、ほ場整備等の事業につきましても、県が事業を行い、市がその移管を受け、地元できちっと管理をしていただくという約束のもとに事業を行っておりますので、本件のふるさと水と土ふれあい事業につきましても、同様に地元で相当期間、老朽化が甚だしくなる期間まではきちっと管理していただくということで、今後、地元と協議をしてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。固定金具の助成の予算計上ということで、先ほど議員からご質問ございましたけれども、現段階では平成21年度当初予算への計上は困難と考えております。この制度をもし創設するに当たっても、財源を確保しなければできませんので、それで困難という状況でございます。ただし、先ほど市長から答弁がありましたように、引き続き検討してまいりたいということでございますので、今後は創設等を視野に入れまして、さらに検討を重ねていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 教育のほうから先に聞きます。私、市の行政の人事に足を踏み入れたり、手を突っ込んだりするつもりは全くありませんが、しかし、現実に社会教育主事の資格を持った職員が2名おり、図書館を運営していく上での司書が3名おり、たしか学芸員も1名、職員の中にいるのではないかとこのように認識していますが、間違っているかどうかわかりませんが、私の認識ではそういうふうに思っています。これが今の教育長答弁ですと、そういう専門職が当たることが理想なんだが、全体の市の人事の中ではなかなかそういかない、本当はそれが望ましい、こういうことを言ってますが、宝の持ち腐れじゃないですか。せっかく資格ある者がいるのに、それがその衝に当たっていないということはどういうことなのか。それでなくたって、お金がないから人員カットするんだ、定数をカットするんだ、やれ、諸手数料は上げるんだ。今度の当初予算の編成方針だって、かなりシビアな話が出てくるわけですから、そうであればあるほど、よく昔から人は城と言いますが、人を有効に活用していく上で適材適所を図っていくというのが、人事のセオリーじゃないでしょうか。私、具体的にあれをこれをどうだこうだということは、議会あるいは議員がそれは絶対やるべきでないということは私自身も承知してます。でも、その上に立って、今の報告を聞くと、せっかくいるのにそこに配置されてないというふうに聞こえた。どうなんでしょうかね。そういう点について、人事の原則についての答弁でもいいですけど、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

国保の特定健診のことなんですけど、今、課長答弁のように、去年までは40歳以上の市民を対象に基本健診、老人保険法でやられていたわけですね。ところが、例の医療制度、私に言わせれば改悪なんだが、現在の政権がそれをやったんだが、75歳以上を後期高齢者医療に持っていった。

それとセットで、今年から基本健診というのをやめて、新たに40歳から74歳までの人を対象に特定健診が行われた。今、課長が答弁のとおり、今まで基本健診のときは心電図も眼底検査もやっていた。無料でやっていた。それが自治体によってはいろいろばらばらなんだが、800円取ったり、1診療1,000円取ったり、あるいはそれ以下だったり、有料になったり、無料だったりしているんだが、結局、各自治体がでこぼこできちゃって、つまり、高齢者の健診実施が努力義務に後退しちゃったわけですね。健診の目的も多様な病気の早期発見、早期治療ということから、医療費の適正化の推進ということで、メタボリック症候群、内臓脂肪の予防ということに置きかわって、まず行っておへその回りをはかって、女性と男性違うんだけど、80センチとか85センチとかそれでやるようになったちゃったと、こういうことでしょう。これでは、早期発見、早期治療ということにはならないわけです。そういう点から言うと、健診科目も増やして、診療費の関係も検討していく必要があるだろうというふうに思います。

これは第一義的には市民の健康を守っていくという一義的な問題があるんだが、同時に保険者にとってもこのことは大変な状況でしょう。特定健診の法律は保険者にとっても、この受診率が低かった場合にペナルティーが課せられると、こういうことじゃないですか。だから、保険者、つまり勝浦で言えば、担当は市民課だね。そこが努力するかしないか、受診率を上げるか上げないか、このことによって国からペナルティーが課せられてくるという状況のもとでは、市民の健康を守ること第一義的にあるんだが、それと同時に勝浦市の国民健康保険事業の運営にもかかわってくるということからすれば、私の主張するようなことも含めて、もっと強力に検討していく必要があるだろうというふうに思うんだが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

順序がいろいろあるんですが、市野川地先の話なんです、課長はそういうふうに取り決めがあるんだから、地元が未来永劫とは言わないが、朽ち果てるまでは運営していつてもらわにゃ困ると、言いかえれば、こう言っている。最初の県のこれのビジョンというものは、農村体験だとかいろいろバラ色に言っていたわけ。ところが、現実には1億5,000万円も投入しながら、それがため池と取りつけ道路、四阿1つになっちゃった。それでいいのかというのです。それこそ、せっかく1億5,000万円も投資して、市だってそれ相応のお金出しているんでしょう。それなのに、これが将来にわたって朽ち果てるまでという、全然でき上がっても後はさわらないんですね。勝手にやれよというような話になるわけ。払い下げられるのは市の施設ですよ。行政が最後まで、しりぬぐいというよりも市の施設としてもっと前向きに勝浦市の観光ということの一つの位置づけからすれば、海岸線は八幡岬を中心としたあの観光エリア、興津地区あるいは鵜原地区も含めての観光エリア、山の手観光エリアどうだこうだってビジョン立てているでしょう。その中の一つとして位置づけるということじゃないんですか。

そういうことからすると、どこが運営しようと、最終的には県の施設が市の施設になるということであるならば、もっと積極的な提案をしていくべきだというふうに思うんだが、その点についてお答えいただきたい。質問は以上です。

○議長（水野正美君） 午後1時まで休憩いたします。

午後零時00分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、私のほうから社会教育課の有資格者の職員の関係について申し上げたいと思います。お断りしておきたいと思いますが、教育委員会の職員につきましては、教育委員会の任命でありますので、私のほうで細かいことにつきましてはいかがかと思いますが、市長部局のほうの一般的な考え方、職員の採用、あるいは配置がえについての考え方をお話しさせていただきたいと思います。

ご存じのとおり、本市の場合には特殊な技術を持った職員以外は資格を持つての採用は行っておりません。確かに今まで出ておりますけれども、採用した職員の中、あるいは現在の職員の中で、先ほどから出ております学芸員、社会教育主事、図書司書の資格を持った職員はおります。現在まで確かに社会教育課のほうには社会教育主事あるいは図書司書につきましては配置をしてきた経緯もございます。ただし、限られた資格者でございますので、そうかと言って、その資格者を長期的にそこに配置し、勤務してもらうことが、その職員にとって果たしていいものかどうかということも考えておるわけでございます。そのようなことから、人事の配置、人事異動は適所に適材を配置するというのが根本原則でございますので、今後も市長部局といたしましては、それを基本にして配置、採用を行っていききたいと思います。

先ほど教育長のほうからも実情等につきましてはお話がございましたけれども、できれば、もちろん専門職がいれば一番いいことでございますけれども、基本的にはそれを基本といたしまして、今後の適材適所を考えて人事配置等を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。特定健康診査等にかかわります関係でございますけれども、現行制度のもとにおきましては、特定健康診査及び特定保健指導の実施率等によりまして後期高齢者支援金の加算減算が行われるということにつきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

また、受診率の向上対策といたしましては、議員のご提言等も含めまして研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。市野川地区のふるさと水と土ふれあい事業の関係でございますが、この事業は、そもそも地元が地域活性化に意欲あるいは熱意を持っていることが国の事業採択につながり、事業が実施された背景だというふうに思います。最終的に施設はどうかあれ、先ほど市長の答弁にもございましたように、地元の代表者は地域活性化につなげたいんだという意向は引き続き持っております。

名前が似ているので混同されやすいのですが、今回の補正予算に中山間ふるさと水と土保全対策支援事業45万円をお願いをしたところでございます。これは半島振興法に関連をいたします県と市の中山間地域の活性化のための基金を使った補助事業でございますけれども、今回、45万円につきましては市野川地区の集落の共同活動に対する補助金を内容としてでございます。県からの30万円に市が15万円を足して45万円を交付するということを、今回、補助金をお願いしているところでございますが、いずれにしても、現行の県あるいは市の制度として地域活性化につながる事業で、地元の要望があれば、その費用対効果、事業効果もございますけれども、支援をしてまいり

たいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）　続きまして、黒川民雄議員の登壇を許します。黒川民雄議員。

〔17番　黒川民雄君登壇〕

○17番（黒川民雄君）　議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました事項につきまして質問させていただきます。

私は今回、市長の政治姿勢について、この1点に絞って通告いたしました。市長は、就任以来、市民こそ主人公の理念のもとに、市民主体の福祉と生活向上、郷土発展のために尽力されてきたと高く評価するものであります。

そして、就任以来、今日まで広域市町村圏事務組合の管理者として広域行政の中樞を担い、また近隣市町との協力関係や、国、県との関係を重視しながら、市政に携わってきたと考えるものであります。

そうした中にあっても、特に市町村合併につきましては、真摯に取り組み、さらに慎重に市民や議会の動向等を踏まえ、市民の立場に立って主体的に対応してきたことは、これも高く評価するものであります。

こうした市長の姿勢が近隣の各自治体や各種団体にも評価され、10月1日の勝浦市市制施行50周年記念レセプションには、地元選出であります森　英介衆議院議員代理を初め、県議会議員、近隣自治体の市長、町長及び各市議会・町議会議長、また千葉県市議会議長会会長、さらに各種団体の役員の方々等の出席のもとに、盛大に開催されたものと考えます。

ところで、去る10月5日、地元選出であります衆議院議員、森　英介氏の法務大臣就任祝賀会が開催されました。県議会議員を初め、近隣自治体の首長、議長、議員を初め、各種団体の役員等が参加しておりましたと聞きます。しかし、勝浦市だけは市長も議長も出席せず、市長の席は空席のままでありました。もちろん出席するかどうかはそれぞれの判断によるものであり、理由があって出席を見合わせたのであれば、それは市長の判断として受けとめざるを得ませんが、今日までの市長の姿勢、それらを見て考えれば、非常に考えにくいものであります。

参加した人々の中から、勝浦市があたかも意図的にボイコットをしたようなうわさを流されております。勝浦市だけがなぜ出席を拒否したのか。あるいは、何らかの事情があったとしても、出席してお祝いをするのが礼儀ではないかななどの声も聞こえてまいります。

勝浦市は今後、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事業や当面する広域ごみ処理施設建設問題など、広域行政を展開する上でも、近隣を初め多くの方々との協力関係は重要と考えるものであります。それだけに、こうした風評が心ない人たちによって一方的に流され、勝浦市民の中に不安と動揺が生まれるとするのであれば、今後、勝浦市政にとって、また広域市町村圏事務組合管理者の立場からいっても、行政に及ぼす影響は無視できないものと考えます。

そこで質問いたしますが、この間、市長はどのような理念のもとに広域行政及び関係諸団体に対応してきたのか。私はさきに述べましたように、この間の市長の対応を評価するものでありますが、改めて市長の見解をお聞きしたいと思います。

2つとして、地元選出、森　英介衆議院議員の法務大臣就任につきまして、地元の市長としてど

のように受けとめて、そして対応したか、お伺いするものであります。

3つ目といたしまして、10月5日の森 英介衆議院議員の法務大臣就任報告会に市長が意図的に欠席したかのうわさが流されておりますが、客観的事実はどのようなものであったのか、この間の経緯について明らかにしていただくとともに、本件につきまして市長の見解をお聞きたいと思います。

以上をもちまして、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの黒川議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、広域行政に関して申し上げます。現在、夷隅郡市広域市町村圏で行っております広域消防や介護認定審査、さらには今一番の課題となっております一般廃棄物処理施設の建設問題など、2市2町でタイアップして取り組んでいる問題があります。また、国道297号線整備や地域高規格道路早期建設など、この地域の発展に欠かすことのできない重要な問題には関係市町村だけでなく、時には国会議員、県議会議員の方々の力をおかりして事業の促進を図っていくことは、今後においても必要なことであると認識をしているところであります。

次に、森 英介衆議院議員の法務大臣就任に関して申し上げます。9月24日に発足した麻生内閣において、衆議院千葉11区選出の森 英介代議士が法務大臣として入閣されたことについては、地元市長としてこの上ない喜びであり、市民とともに心からお祝いを申し上げる次第であります。

この間、10月5日に市民会館において森 英介法務大臣国政報告会が開催され、私が出席していなかったことについて、何人もの方から電話をいただきました。この際、その経過とあわせて私の考えについて申し上げます。

私も新聞報道等で入閣候補の中に森代議士の名前が上がっており、何大臣になるのかを注目していたところ、9月24日にテレビのニュース速報で「法務大臣、森 英介」が流れ、主要閣僚ポストだけに、正直、びっくりいたしました。

早速、お祝いの電報を打つとともに、翌日、午前中に衆議院議員会館森事務所にお祝いのごあいさつに伺いました。まだ県内の市町村長さん方はどなたもお見えになっておりませんでした。森代議士も重要な会議ということでしたので、秘書の方によりしく申し上げてまいりました。その日のうちに森代議士の自宅のほうに心ばかりのお祝いの品も贈らせていただきました。その後、森代議士よりお礼の電話がありましたので、改めてお祝いの言葉を申し上げます。

9月29日に森事務所の山崎政策秘書より電話があり、10月1日の市制施行50周年記念式典に大臣がどうしても出席できないおわびと、10月5日に勝浦で大臣就任報告会が予定されている話をお聞きいたしました。改めて書面にてご案内かご連絡があると思いますが、ということで電話は終わりました。

10月1日の記念式典の日にも山崎秘書が代理出席しましたが、この件に関しては特にお話がありませんでした。

その後、市内のところどころに大臣就任の看板や森大臣来るといふ看板を見かけるようになりました。大臣就任報告会についての連絡や案内は私のところにも市役所のほうにもありませんでした。念のために議長のほうにも確認しましたところ、議会側にもどこからも連絡は入っていないとのことでありました。

どこが主催し、どのような方を何人ぐらいお呼びし、どのような形で行うのか、案内を受けていない私のほうから聞くのは大変失礼なことですし、森代議員の考えというよりも主催者側の意図が全くわかりませんでしたので、10月5日は一応、スケジュールをすべて空けておりましたが、どこからも連絡がなく、出席でなしかったことは大変残念に思っておりました。

10月6日になりまして国政報告会に出席した市民の方から、近隣の市長や町長、議長が出席していたのに、何で地元の市長、議長が出席しなかったのかと話がありましたが、案内もなければ連絡もない、招かれていないのに私が出席できますか、それは私に聞くより主催者側に聞いてみてください、そうお話をさせていただきました。

翌7日になって自民党勝浦支部の方と森代議員の秘書が市役所にお見えになり、事務連絡上の不手際があり、申しわけなかったと謝罪に参りましたので、細かいことは聞かず、大人としての対応をしたまでのことであります。

もとより市政をあずかる者として、常に地方自治の本旨である住民の福祉増進を図るため、市議会の意見も尊重しながら常に努力しているところでございますが、市独自で対応できない重要課題もあり、これらを解決するには国、県とのパイプが太いことにこしたことはありません。つまらない個人的感情や思惑などで市政運営に支障を来すようなことがあっては、市にとっても住民にとっても不幸なことであります。

私は今までもそうであったように、常に市民が主人公という基本理念のもと市政運営に当たっており、これからもこの考えに変わりはありません。そして、森代議員が法務大臣としての重責を全うし、ご活躍されることを心から願ってやみません。

以上で黒川議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） 市長のご答弁をいただきまして、一まずは安心したところであります。これは私ばかりでなく、これをもし勝浦の市民がこの場で聞いていたのであれば、同じ言葉を口をそろえて申し上げるのではないのでしょうか。

10月5日は、実は私も市民会館に出かけていっておった一人であります。非常に大勢の方がいらっしやいました。当日は日曜日でした。天候も悪くなかったというふうに記憶してます。若干寒かったかなというふうには感じてます。いろいろな人が来ていたということは、いろいろな立場の方がいらっしやった。しかし、今、市長が非常に安心できるお言葉を言われたように、その立場でなく、勝浦市民として、そして真摯にお祝いのお気持ちがあったから駆けつけたのだというふうに考えます。

昭和43年、参議院議員として長田裕二先生が当選されました。そして、昭和54年、間もなく30年がたちます。約30年前に長田裕二先生は科学技術庁長官、これは当時の大平内閣であったというふうに、私が言うまでもなく、皆さん、ご承知のとおりと思います。それ以来、この地元から大臣が出た。勝浦として、そして勝浦に住む住民として、どのような感激に市民が浸っていたか。市長にもぜひ味わっていただきたいかった。

座席数は、これも皆さん、ご存じのように、847席あります。それがほぼ満席でありました。御宿の井上町長、いすみ市の太田市長、大多喜町の田嶋町長、各議会の議長、何で勝浦の市長がいないんだ。ここで表現する言葉ではありませんが、「おまえ、市長、何で来ないんだ」、最後まで私はいられませんでした。もちろん私も主義主張を持つ議員の一人として、しかしながら、立場を超え

てお祝いに駆けつけた勝浦市民の一人であります。主がいなくて大勢が集まり、お祝いをして、どんなに残念だと思いますか。

今、市長の答弁を一生懸命書きとめました。改めて書面にて案内か連絡があるというお話があったというふうに言われていました。何をとりましても相手があることですから、いた仕方ないということも、今回、この場で理解することができました。相對する方がどういう立場にいるかは別といたしましても、市長は協調していきたい。市が、市民が不幸になるじゃないかと。ここまで言っていたいただきました。ともすれば、私の質問の内容は的が外れてるかもしれません。しかし、これは非常に大きな問題であります。

長田裕二先生のことは、私は当時、子供でした。私は旗をつくって振った覚えがあります。これを市長はすべてのスケジュールをあけて待っていたのに連絡もない。それが文書の不手際で済まされる問題か。しかし、大人の対応をしたと。言いたいことも、表現したいこともたくさんあると思います。あのお祝いの席にぜひ参加していただきたいかったですし、非常に残念だと思います。極めて重大な問題だと考えます。

しかし、市長は正しい答弁をしていただいたと今回受けとめまして、今後も勝浦市政におきまして正しいご判断の上、しっかりかじをとっていただきたいとお願いをして終わります。以上です。

○議長（水野正美君）　続きまして、土屋　元議員の登壇を許します。土屋　元議員。

〔1番　土屋　元君登壇〕

○1番（土屋　元君）　それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

今回、質問事項は2点であります。まず1点目、これは前々段者の質問と重なる場合もありますが、お許しいただきながら質問させていただきます。

まず、1点目は、平成21年度の予算編成方針についてであります。昨今の経済情勢の激変は、細かくお話しするよりも、皆さんが共有する状況であります。経済情勢、社会情勢や政治情勢がますます混乱し、不透明になり、将来の予測が非常に難しい、先が読みにくい、混乱、困惑の時代に入れたという認識は、多くの方が共有する認識ではないかと推察いたします。

このような状況下にあつて、市長初め行政当局の職員の皆さんの日ごろの労苦に敬意を表するものであります。しかし、市民の幸せのためにより一層の努力が求められる時期でもあります。緊急の課題を処理しながら、長期的展望を描いていかなければならない時期でもあります。

平成21年度の予算編成に当たり、重要な視点は市税等の歳入のより一層の確保への努力、私見ですが、市内居住者と市外居住者へのめり張りある徴収方策など、歳出では経常経費の徹底した節減合理化策の検討、職員提案制度の活用、成果の上がる市町村との情報収集や情報交換など、英知を結集して取り組むことが重要だと考えます。また、市民への意見収集方策の検討や、新たな広報活動への展開が必要でもあります。

折しも来年度は新長期総合計画の策定計画の準備期間としての重要な年度でもあります。勝浦市の20年、30年後を描いて、その10年間でどうするのか。不透明の時期こそ十分なる英知の結集方策や十分なる予算措置を講じることが非常に重要と考えます。

そこでお尋ねいたします。1点目は、平成21年度予算編成方針について、どのような基本方針を

考えておられるのか、お聞かせください。

2点目は、重要施策については、どのような事業を描いておられるのか、お聞かせください。

次に、大きな2点目で、勝浦市の新しい総合計画、平成23年初年度、平成31年度目標年次の総合計画の策定計画についてであります。

ご存じのように、現勝浦市の総合計画の目標年度は平成22年度であります。この期間、国の情勢や経済情勢が刻々と変わる時代において、長期計画に基づく実施計画に沿った各種事業が推進され、市長を初め行政当局の職員の皆さんの労苦に敬意を表するものであります。折しも現在、最終実施計画であります第4次実施計画の各種審議会が催されていると聞き及んでいます。来年度からの2年間は最終仕上げとともに、この2年間また新たな勝浦市のまちづくりに向けての大切な年度でもあります。混迷、不透明の時代に先行きを予想するのが非常に難しい時期に遭遇しているわけですが、勝浦市民の幸せと発展を導かなければならない役目を私たちが負っていることも十分に認識しなければならないと思います。

そのためには、策定方策について十分なる準備計画を立て、できるだけ多くの方々の英知を結集して取り組んでいかなければならないものと強く思います。

現総合計画の検証作業を通して、各種産業の実態調査や把握、市民生活実態調査や把握、市民の意識調査など、現状と将来希望を把握する作業、そして主要な課題の整理など、その業務は膨大にあるものと想像できます。

市長の政治姿勢の基本であります市民が主人公のまちづくりを推進するためにも、多くの市民、多くの勝浦を愛する市外の方々をも巻き込んで、新たな新勝浦市総合計画を策定しなければならないものと強く思うものであります。

そこでお尋ねいたしますが、第1点目は、平成23年度からスタートする新しい勝浦市総合計画の策定について、基本的な方針はどのように今現在お考えか、お聞かせください。

2点目として、多くの意見や考えを結集するためにどのような意見合意形成手段をお持ちなのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で第1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの土屋議員の一般質問に対し、お答えいたします。

1点目の平成21年度予算編成に当たっての基本方針についてのご質問であります。平成21年度の財政見通しは金融危機や企業収益の悪化による影響から、市税収入は確実に減少すると見込まれる上に、国税等の落ち込みからこれらを原資とする各種交付金の減少が懸念されています。

一方、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や、勝浦中学校を初めとした公共施設の老朽化への対応など、市財政を取り巻く環境はより一層厳しさを増すことが予想されますことから、さらなる事務事業の見直しを行い、経費節減を図っていく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、平成21年度は次の2つの点を基本に予算を編成することといたしました。

その1つは、第4次実施計画の初年度として、その計画事業の着実な推進を図るとともに、緊急度、重要度及び事業効果に応じた事業の選択を行うこと。

2つには、勝浦市行政改革大綱2005及び勝浦市財政健全化計画による取り組みを徹底し、市税等

の収入確保はもとより、経常経費のなお一層の節減合理化を図ることといたしました。

次に、2点目の重要施策についてはどのような事業を考えているのかとのご質問ですが、現時点では第4次実施計画で予定している主な事業として、勝浦中学校の校舎耐震補強及び大規模改修事業、2つには、川津漁港内の水質改善を目的とした漁港水域環境保全事業、3つには、放課後児童健全育成事業の拡充策として、勝浦幼稚園の空き教室を利用した勝浦放課後ルームの新たな開設を考えております。

次に、次期総合計画について申し上げます。現行の総合計画は、平成22年度をもって計画期間が終了いたします。したがって、次期総合計画については、平成21年度からその準備作業を行ってまいりたいと考えますが、現在の我が国の社会経済情勢は、現行の総合計画策定時と比べ、少子高齢化社会の進行や人口減少時代の到来、世界同時不況、地球規模の環境問題、さらには地方分権改革の推進などにより大きく変化しており、地方自治体の行財政運営を取り巻く環境も一層厳しい状況にあります。このような情勢の中で、本市が持続的に発展していくためには、その地域の特性や市民の活力を生かした独自の取り組み、創意工夫などが必要となります。

このようなことから、次期総合計画はこうした考えに立ち、時代の潮流や社会情勢を的確にとらえ、市民とともに次の時代を展望しながら、将来のまちづくりの指針として策定する必要があります。

現在のところ、現行総合計画の総仕上げとなる第4次実施計画の策定を優先して行っていることから、次期総合計画の策定の基本方針を明確には定めておりませんが、市民参加、参画をいただき、市民の意見を取り入れた計画づくり、地域特性を生かした計画づくりを基本と考えております。

次に、意見形成手段についてのご質問ですが、ただいま申し上げましたように、市民の意見を取り入れた計画づくりを行うため、アンケート方式による市民意識調査や直接ご意見等を伺うための市民提案会議、いわゆるワークショップの開催に加え、計画原案段階における意見公募手続、いわゆるパブリックコメント手続を行ってまいりたいと考えております。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） ご答弁、ありがとうございます。それでは、1点目の来年度の予算編成方針について市長からお話を、またお考えを承りました。基本的な方向性としては理解させていただきました。私は平成15年から議員をさせていただいていますが、毎年度の予算編成の基本方針、もちろん基本的には基本方針の大きな柱が変わっていない。大事なことです。その大きな柱を変える必要はありませんが、基本的には市税等の歳入の確保に努めるという歳入のこととか、歳出では、今も答弁ありましたが、内部管理経費の徹底した節減、既存制度、施策の見直し、経常経費の節減、合理化に努める。投資的経費については、勝浦市総合計画に基づくその年度の実施計画の着実なる推進を図ることを基本に、緊急度、重要度、事業効果に配慮して事業選択して進めていきますと。これは基本的に平成15年度から、今年度もそうでしたけど、基本的に来年度も恐らくこの方針はそのままだということで理解いたしました。

この年度年度の予算は、当たり前の話ですが、勝浦市総合計画のそれぞれの実施計画に基づいて施策を展開していただけるわけですが、基本的には平成21年度は、市長からご答弁ありましたように、第4次実施計画が正式にできて、それに基づいて来年度の3月議会に提案しますよというようなことがお話しされて、主な事業もお話しされました。

基本的に今回の予算編成方針はわかりましたが、予算配分の方法については、平成20年度はどのような方法をとられて、来年度の予算配分の方法に生かそうとしているのか。当然、それは方針決定されて、各課にサジェスションされているものだと思います。その予算配分方法の方式は、どのような利点でこの配分方式をとられたのか。これについては、ぜひ教えていただければと思います。

勝浦市総合計画、実施計画、年次予算、当然、これは連動しておるわけですが、各種の施策を展開するというのは、具体的に各課がそれぞれの受け持ち業務、施策を展開して実施されていることはよく理解しております。これをより効率化とか、節減とか、新たな工夫という中で行政改革大綱2005、これを位置づけて行革をさらに進めようということであるわけですが、現役割分担でありますと、総合計画は企画課の中で総合計画の立案、進行管理ということが大きな役目とされています。総務課のほうでは行政改革の推進という形で2課で役割分担をして、どちらかというとき長期計画、総合計画、実施計画は企画課が立案し、進行管理をされていると理解していますが、それをより実効あらしめるための行政改革の横の軸、そういったものがどの程度機能して、うまく相マッチして、それがより効果を上げているのかについては、私はまだ疑問と言わざるを得ません。

というのは、行政評価制度、これは当然、行政改革2005のプランの中で行政評価制度を導入しますと。最初の平成16年は試行して、平成17年からは本格導入しますよと。今回、平成17、18年とかかって平成19年に一部実行されたと。公表には至らなかったということになりますから、行政評価を、どの程度の施策数をどのようにされたか、私自身は全くわからないわけですが、実施計画、総合計画、そういったものをより実効あるものにするには行政評価、こういったものをセットで実施しなければなかなか上がらないと言われております。

そこで、企画課でいう進行管理の実情と行政改革を担当している総務課の進行管理の役割の担当者の量というとおかしいですが、それがどういう程度、例えば専任制を持たれて、1人ずつ置いているけど、約90%がそれ専門だよというふうになるのか、ほかの業務もあって、数値としてあらわしにくいのでしたらアバウトで結構です。この程度の割合で持ってますと。現実には担当者はどういうふうな感想というんですか、そういったものをお聞かせ願えればと思います。

今後の方針について、来年度の予算をつくって進めるわけですから、先ほど答弁いただきました緊急度、重要度、事業効果をどうやって図って、どのように評価して、評価システムで予算に反映させているのかということが結びつかないと、方針と実感が乖離はしてないと思いますけど、それがうまくミックスしないというか、よく理解しにくいのが状況なので、その方針についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

第2点目の長期総合計画についてであります。先ほど答弁で第4次実施計画を策定の中に優先してやっておりますので、平成21年度から準備作業に入りたいと。もちろんこれは理解できるわけですが、そのときの基本方針で、国際情勢、国情勢、県情勢、地方情勢が平成12、13年当時とまるっきり違うよと。行政推進あるいは市民の生活も非常に激変して厳しい情勢だという見通しをされました。そのとおりだと思います。2年間で恐らく策定計画を進めると思うのですが、それはそれで準備として、その期間しかなければいいと思うのですが、問題は計画の中身をどうするかという中で、今、ご答弁の中に勝浦市の特性を生かして市民に参加をいただいて活力を生かしたまちづくりという視点の中で、市民からはアンケートや市民提案会議、ワークショップ方式、パブリックコメント、そういったものを考えて取り組む準備を進めていきたいというふうにあるわけです。

そこで、具体的にお聞きしたいのは、平成13年度のスタート、勝浦市の総合計画の策定経過を時系列別に自分なりに考えたのですが、項目を7つに分けて、庁議と、市民参加、総合開発審議会、策定調査検討委員会、計画策定会議、市長や議会への説明など、あるいは議決、行政課題の整理という中で、それぞれの作業を平成11年の場合は庁議を5月からスタートしたと。市民参加型は7月ぐらいから市民懇談会を各地集会所で1,214名集めて7月1日から8月9日の27日間実施した。

特に市民アンケートで、8月は観光アンケート、9月は市民アンケートという中で、市民参加型の中では懇談会、観光アンケート、市民アンケート、そしてスタートの前年の平成12年3月には市民ワークショップの公募、応募が17名、観光班、生活環境班と2つのテーマに分けてもらって進めた。まちづくり提案書を提出してもらって、懇談を開いた。市民参加の欄には、今言ったように4つの手段をされているわけです。あとは、庁議、総合開発審議会、内部的なそういった庁内におけるそれぞれの審議会、あるいは検討委員会で策定された。そして、平成12年12月22日の12月定例議会で議決され、勝浦市総合計画基本構想が承認されたとなっております。

そこで、こういうふうな策定経過をとったわけですが、先ほど答弁ありましたように、少子化だとか経済情勢が非常に厳しい。こういう策定計画を考えるときに、ある程度、こういう厳しい時代なので、20年後、30年後を予測した将来フレームも必要ではないかと思うわけです。だから、平成22年度の人口目標も載っていますが、それ以外は載ってませんが、これからの20年、30年後の将来フレームも描きながら、何を描くのかといったら、人口推移だとか、世帯数、就業人口当たりの推移はつかんでおくことが必要ではないかと思います。

私は何を言いたいかというと、好景気の10年間の長期総合計画ではない。今は市民が経済産業活動をするにしても非常に混迷して苦しい状況。雇用の問題から売り上げの問題、収益の問題、いろんな問題を考えたときに、今、勝浦市がこういう状況なんだよということを市民と共有するという具体的なものをたたき台として提案しながら、地区別の懇談会を開くとか、それはもちろんよろしいのですが、その中でたたき台をつくることが非常に大事だと思うわけです。

今後の20年、30年後ということを予測するといっても、ある統計の問題で人口だけ出ているんですが、平成5年をスタートとして25年後の2030年、平成5年は2万2,198人の人口が、2030年、平成42年ですが、1万3,883人になろうかという予測、いつもの研究所で行う予想ですが、その間、8,300人近く人口が減ってしまうわけです。これはその算出方法を使った場合ですね。特に65歳以上の高齢化率、平成5年は6,409人いて28.9%、これが2030年では5,561人で40%。この期間、848人減少。一番厳しいのは、生産人口と言われている15歳以上65歳未満、これが2005年は1万3,699人、割合では67%いたんですが、それが2030年では7,280人、6,419人も減ってしまうだろうと、こういうふうな統計の予想が出ているわけです。これは平成42年ですから、平成23年度からの新長期計画のさらにもう一つ新しい長期計画の最終年度がこうなってしまうですよ。

そういったときに、向こう10年間予測するよりも30年間のこういう実態が、人口もこうなる、産業実態調査も含めてどうなのか。前々段者が漁業のいろんな就業人口のことも言っていましたが、現実には65歳以上の人があと20年たてば85歳。85歳で就業していると仮定するのか、ほとんどリタイアしているという仮定を立てれば、船の数も予測できる。商店もそう、農業もそう、そういった予測を研究して、それをもって危機感を持って市民の前に出て、ご感想や意見や知恵をかりるというような観点が非常に大事なかなと思います。

○議長（水野正美君） 土屋議員の発言中ではありますが、午後2時15分まで休憩いたします。

午後２時０１分 休憩

午後２時１５分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○１番（土屋 元君） 先ほどの続きになりますが、ただ単に10年間の計画を策定するのではない。そのもっと先の20年間を予測するという視点も非常に大事ではないか。その危機意識というのは、売り上げ10%落ちる、売り上げ50%落ちる、給与が10%落ちる、給与が50%落ちるというような感覚で、50%といったらみんなびっくりしちゃいますね。市民だってそういうふうな中で、これは大変だと。

市民参画を望むというのは、現実的に厳しい数字の中でどう夢と希望が描けるまちづくりを推進できるかということから、そのような視点に立って策定準備することは非常に大事かと。

市民アンケートも実施されるということだったんですが、市民アンケートも今から10何年前と違って、地区別、世帯別、業界別、あるいはワークショップにおいても、公募じゃなくて市民懇談会、地区別市民との座談会といったことの手法も同じように使われて、そのときに地区別だけでなく、世代別だとか、業界別、具体的には小学生や中学生、高校生の児童生徒や勝浦市に進出している法人を対象にした懇談会開くとか、国際武道大学や明海大学など、勝浦に施設を有する学校法人、こういった関係筋、あるいは千葉県にある千葉大学、そういった中の専門家や大学のゼミの学生グループ、そういったものを巻き込む。県や国からの派遣職員を養成するとか、策定の段階でいろんな意味で巻き込んで加わっていただくというふうな方策、いろんな方策を研究する、検証するというものは、今から準備しておかないと、来年になったら考えましようではいけない。

私はなぜそれを言いたいかというと、１点目の来年度の予算編成云々のときにも触れたのですが、総務課で進めている行政改革と企画課の総合計画、立案と進行管理、これは２課に分かれてやって、その２課がともに専門職をそこに２名、３名配置して、横軸をばさばさ精度上げるためにマンパワーを投入していれば別ですが、恐らく人数の書き方からも非常に弱い。優秀な職員ですから何とかこなしているのかなという気はするんですが、今、国では100年に一回の云々と大騒ぎしてますが、勝浦市においても普通の10年間の総合計画の策定とはという形で、未来に、最低でも20年はこういうふうな人口推計が出てるということを踏まえたときには、マンパワーを投入して、その策定を真剣になって市民にも行政当局にも論じ合う時期が来ている。

そういった中で、私からの提案なんですが、今から策定準備することについては、基本的に行政改革、総合計画を担当する職員、この能力高いと思いますが、人的配置を厚くしなくちゃいけない。それがどちらかというと、具体的には政策推進課までいかなくてもプロジェクトチームとかにして、特命事項を負わせるようにして、そこに人も配置して、今からいろんな検証、研究をさせるという時期に来ている。それが、先ほど言いましたようなたたき台が練られて、市民アンケートや市民からの意見、そういったものを収集する。今回、行政改革の実施状況で決算要求資料の中に入ってたけど、行政評価制度は一部実施したと。これはいろんな意味で計画をより有効にするものは、行政評価制度は絶対必要なものだと言われています。そういったものに対しての人的配置等々、あるいは情報収集で、今回、行政改革アクションプランの中のワープロソフトのワードだけにしたから節減しましたと、こういう報告がありました。今現在、ワードさえも無償で提供するオープンオ

フィスというものを北海道伊達市や福島県の会津若松市を初めとして、無償でソフトが入るという中で、そういうふうな先端のいろんな情報を、コスト削減するための情報収集も、企画課だとか総務課の担当者にそれだけの時間的なものがあるのか。余力があるのか。そういったことを先手先手でとっていくためにも、チーム的な発足を今から考えて、来年度の組織変更をそういう中で備えろと。

第4次実施計画の総仕上げと同時に、新しい長期総合計画を市民を巻き込んでつくっていくということで、市民とともに、市長がよく言われる協働したまちづくりの本当の意味での市民参加型のあらゆる方策をたくさん提示して、巻き込んでいくということが必要と考えますが、来年度、プロジェクトチーム等々のマンパワーを結集する組織変更も、今後、十分検討させていただきたいと思うんですが、それについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

いろいろ言わせていただきましたが、基本的にはまちづくりの目標、危機感から、思い切った夢とか希望を描けるんです。それはたくさんの市民を巻き込む、市外の人も巻き込むというような、巻き込む機会をどれだけたくさん用意できるかで決まっていくと思います。これはあくまでも今から検討されるというのでありますから、ぜひ検討していただきたいということを含めて、2回目の質問といたします。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、私のほうから予算関係についてお答え申し上げます。

まず1点目の予算配分の方法でございますけども、平成21年度の予算の配分につきましては、従来どおり、各課の要求を査定いたしまして、各課ごとに配分をする予定でございます。この方法をどうしてとるのかというご質問だと思いますけども、多くの市で枠配分方式をとられております。この枠配分方式ですと、例えば財政当局で来年度、財源が非常に厳しいので、3%削減したいという場合につきましては、それぞれ部制をひいている市町村、例えば民生部については昨年の3%削減額で要求していただきたい。あるいは、土木部、環境部、それぞれ各部長さん方にそれぞれの配下の予算をまとめていただくという方法をとっているようですが、勝浦市はご存じのとおり、部制ございませんので、各課ごとの予算配分ということで、従来どおりの方法で行う予定でございます。

次に、緊急度、重要度をどのように図るのかというようなご質問でございますけども、これは一定の基準はございません。ただ、限られた財源の中で予算配分をいたしますので、それには緊急度あるいは重要なものについては、まず予算措置しなくちゃいけないということを第1に考えております。緊急度と申しますと、言葉のとおり、例えばそれを行わないと市民に危険を及ぼすとか、あるいは急いでやる必要があるものを、これらを緊急度ととらえております。重要度につきましては、先ほどから話が出ておりますとおり、実施計画に盛り込まれた事業につきましては、市として重要な事業というふうに確定しておりますので、これらの計上はもちろんです。もう1点、世相を反映した事業等につきましても重要事業といたしまして予算編成をする上で重要扱いをしております。これらの要求のあったものにつきましては、各課等と十分協議をしながら、予算計上の必要性を判断してきておりますし、これからもそのようにしたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） お答えいたします。まず、行政評価制度の導入ということでございますが、これにつきましては企画課のみではなくて、庁内で検討委員会を設置して協議を重ねているところがあります。平成19年度につきましては公表までには至りませんでしたけれども、重要な施策とし

て今後も公表に至るまで推進していきたいということでございます。

進行管理の実情ということでありますけれども、政策推進係ということでも2名おりますけれども、これらでその進行管理は、補正予算があるたびに、どのような進行状況になっているかということで管理は常時しております。

るお話がありました総合計画については、市民を巻き込んだということで、地区別の市民懇談会、業界別、児童生徒、大学等々の、今、ご提言がございましたけれども、先ほど市長が申し上げましたように、第4次実施計画の策定を優先しているという状況の中で、こちらにはなかなかまだ手をつけられないという状況もありますが、ご意見をいろいろお伺いしました。今後、それらについては検討していきたいということでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） それぞれ予算配分方式は課の要求査定方式というんですか、課の枠分方式とは違うわけですね。最初から枠分を指定しているのか、要求したものは無限大に予算要求していいよといった中でやっているのか。枠分というのは、当然、財政規模があるわけですから、枠が課にそれぞれ、大体このぐらいだよと言っていないのか。その中で重要度、緊急度、大切な事業をピックアップ、選択して出してよと言っているんじゃないかなと。

ただ、コストダウンで一律5%、10%ということとはとってないということらしいんですが、部制でも部制枠分方式で何々部にはこのぐらいだとかと、課でも同じだと思うんですね。だから、その辺がよく説明が。他市の部制をとっているところでは課枠分方式だけど、勝浦市の課の要求査定方式というのがよくわからない。それは無制限に要求したら出していいよという制度なのか、枠というのか、その財政数値の枠を全く出されないで各課が要求するのか、その辺をもう一度、最後にご説明をいただきたい。

利点と言ったんですが、利点に対しては何もない。なぜ、そういう方式をとるのかという利点。課枠分方式の利点というのは、その課の自主性を尊重するんだから、それぞれの課の中に優先度、重要度を評価して、取捨選択、いろんな中でどうやって予算づけしようかということで集中できていますね。職員一人一人の意識改革とか、市民サービス意識向上とか、コスト意識アップとか、そういったいろんなねらいも含めて、課枠分方式とっている自治体が多いと聞いてますから、勝浦市も恐らくそうじゃなかったのかと私は思っていたんですが、それとは違うのかどうか。その方式をとると、職員からの積極的な提言を受け入れる仕組みでもあると。職員提案制度がなかなか機能していないんですが、自分の課の中のそういったものについては積極的な提言が求められるんじゃないかという、課枠分方式、当然、枠が示される。その中で本当に真剣に重要度や緊急度というものをそれぞれの担当が提案する、あるいはそういうことで競い合うというふうに私は思うんですが、その辺の要求査定方式というのがよくわからないので、それについてもう一度、説明を求めます。

総合計画の策定については、課長の答弁だと職員数2人で充足しているということですが、同僚の先輩議員から行政評価制度を早く導入しろ導入しろということで、何度も試行してます、検討してますと、長年時間がかかっていると。長年時間がかかっているというのは、人的な能力というか、そこに突っ込むだけの時間的余裕がないんだろうというふうに理解していたんですが、やっと平成19年に一部入れました。これがどのぐらいの対象の施策数について事務事業の評価ができていいのか、これもご説明なかったのですが、それもできるだけ担当者レベルがそれぞれ事務事業評価していくということが本当の節減意識の向上とかになりますので、そういったことがまずつながってい

るのか。先ほどの答弁ではわからないので、一人一人の職員にそういうふうな、市長が言う効率化とか節減をしるよといったものを、最終的にその事務事業評価、完成得るまでできて、効果が上がるというふうに聞いております。先ほどの答弁では職員は充足している。行政改革の総務課のご答弁がなかったので、充足しているかどうかはわからないんですが、恐らく、充足してないんじゃないかなというふうな思いがありますので、その辺についても、答弁漏れとは言いませんから、もう一度、それについてもお聞かせ願いたいと思います。

最終的に、そういった第4次事業の策定を優先していますから、次年度の準備はまだですと。私が言っているのは、4次事業計画も大事です。重要です。しかし、またさらに2年後から始まる新しい長期総合計画に、市長がよく言う市民が主人公で多くの意見を巻き込む、たたき台を出す、そういう機会をつくるという、意見合意形成手段をあらゆるものを考えるという、そのたたき台をつくるためには、それだけの時間と職員がいなければなかなかできないと思うんですね。そういった意味の中で、来年度の4月1日からは新体制の行政チームをつくるとか、これは副市長に最後にお尋ねしたいと思います。

最後に会派で3年ぐらい前に行政視察させていただいたときに、大分県の臼杵市でサービスシステム検証システムが稼働しました。ここは毎年毎年評価して、毎年毎年市民アンケートをやっています。行政が必要と思っている事業が市民ではそう思わないとか、緊急度も行政は緊急だと思うけど、市民はそう思わないとか、あるいは違うものが緊急だと。そのギャップを埋めるための、それが基本的には行政評価、これが非常に機能していると聞いておりますので、そういった問題を検討する。だから、行政評価制度の導入に長い時間がかかったのは、私は能力よりも時間的余裕、職員の数が問題だと思うので、あらゆるいいものをまねをする。本当の意味の効率化を図っていく、市民を巻き込んでいくということが必要だと思います。それについて副市長の答弁でお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。枠配分の予算の関係でございますけども、ご質問ですと、部制をとっていないと枠配分ができないのかと。各課の枠配分でも可能ではないかというようなご質問だと思いますけども、財政課といたしましては、枠配分方式の予算編成は財政課の立場は非常に楽になります。先ほど申し上げましたように、全体の総予算を3%削減したいとなった場合につきましては、勝浦市の場合、例えば部制がしいてなくても、各課に前年度予算の3%減で予算を編成していただきたいというふうにお願いをすればいいわけです。ただ、もちろん経常経費等はある程度、電気料とか光熱水費等は財政課のほうで単価等は調整する必要は出てくるわけですけども、その他、投資的事業等につきましては、各課の考えでできます。ところが、課によっては新規事業とか、あるいは法令等が変わってどうしても必要な事業等も出てまいりますので、一概に3%カットで予算がつくれないと。そうなりますと、各課の間の調整が必要となってきます。部制をしいておれば、部長が中心になりまして自分の配下の課の予算をそれぞれ調整はできると思いますけども、部制をしいてない場合につきましては、各課ごとの課長方で調整が非常に困難だということで、現在、私どもでは従来どおりの各課ごとの配分をやっておるのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） いろいろご質問が多岐にわたりまして、また幅広いご質問でございましたけ

れども、総合計画の策定につきましては、もちろん本市におきまして、議員もご存じのとおり、この長期計画につきましては数回にわたりまして現在に至っております。実務的な作業といたしましては、かなり専門的な分析をしなければいけない面もございますので、事務的な作業につきましては次期総合計画につきましても専門の民間業者に一部委託をして作業を進めていきたいと考えております。

だからといってスタッフが云々ということではございませんけれども、一方ではこの長期計画につきましては長い歴史の中で、どっちなかといえば昔は数少ないスタッフの中で職員が努力して、また議会、皆様方の意見を踏まえながら策定してきております。したがって、今回もご意見いろいろございましたけれども、財政的な余裕等々があれば、専門的な職員の配置、あるいは職員を増やしてやることも必要かと思っておりますけれども、現在の財政状況からいってそのような余裕はございませんので、実態といたしましては、一部、民間委託、現状の職員の中で努力していくというふうな考え方でございます。

また、そのほかの意見形成手段、手続といいますか、これにつきましては、先ほど市長のほうからご答弁申し上げましたけれども、極力ご意見に沿うような、広く意見を取り入れまして、それを集約いたしまして計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。ご質問に合うかどうかわかりませんが、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（水野正美君）　続きまして、中村一夫議員の登壇を許します。中村一夫議員。

〔５番　中村一夫君登壇〕

○５番（中村一夫君）　議長のお許しを得ましたので、私は歴史民俗資料の保存活用について一般質問を行いたいと思います。

最初に、行川小学校統合に伴う勝浦市歴史民俗資料館の設置についてお尋ね申し上げます。私たちの住む地球に人類らしきものが住み始めたのは、今から600万年ないし700万年前のことだと言われております。日本では、約10万年前の地層から旧石器が見つかっており、これが最初の生活痕跡と考えられております。房総の地においても約4万年前には既に人が住んでいたことが遺跡によって明らかになっております。

勝浦市でも、これまで荒川吉田遺跡、守谷長網横穴墓群、上長者台遺跡、その他の遺跡調査が行われるとともに、勝浦市埋蔵文化財分布地図作成に当たっては、その中で多くの遺跡が確認されております。これら遺跡調査の中では、旧石器時代のものと思われる、今から約1万年以上前の石器や縄文早期の土器等が見つかっており、そのころからこの地に私たちの先祖が住んでいたことがわかります。

房総から発見されている火山の噴出物で天然のガラスでもある黒曜石のほとんどは、栃木県や長野県、伊豆半島などから運ばれたものであり、旧石器時代人の遊動領域もこれらの発見により解明されているわけです。

また、市で実施した仏像彫刻悉皆調査では、市内64カ所の寺院を調査し、仏師院廣作の僧形座像を発見するなど、関東の中世仏教を考える上で大きな成果を上げております。

このように、各種の調査によって先人のたどったこれまでの歴史の流れや当時の暮らし、さらに

は私たちが現在置かれている状況、そして将来のことまでも想定でき、いろいろな面で今後、起き得ると思われることに対しても適切な対応をとることが可能になるわけであります。

勝浦市においては、これまで各種調査を実施した中で、文化財の指定や埋蔵文化財としての石器や土器類の収集等を行ってきました。また、農漁業機具や生活用具等、多様な民俗資料を収集されており、保護、保存にも積極的に力を注いでこられました。収集物の保管施設については点々とし、決して十分とは言えない状況であると考えます。

歴史は人々のロマンであり、郷土史に関する市民の関心も高いと思われませんが、これらの資料が日ごろから展示されているわけではなく、こうした人たちが気軽に歴史資料に触れられる機会は非常に少ないと考えます。

そこで私は、先人の残したふるさとの歴史や文化を後世に正しく伝えるとともに、貴重な文化遺産を守り、人々がふるさとを愛し、豊かなまちづくりを推進する上からも、歴史民俗資料館の早期設置を強く望むものであります。

さて、こうした中で、さきの3月議会で勝浦市立小中学校設置条例の一部改正が可決。来年4月、行川小学校が興津小学校に統合することとなりました。今後も学校跡地等の利用について具体的な検討をされると思いますが、私はこの機会に行川小学校の一部教室等を活用し、資料館として位置づけるべきであると考えますが、市のお考えを伺いたいと思います。

続いて、児童向け「勝浦市の歴史」の刊行についてお尋ねいたします。平成5年度から実施した勝浦市史編さん事業がひとまず終了し、平成4年度以前に収集したものを含め、資料目録は1万点を超え、これまでに通史1巻、資料集（中世、近世各1巻）、市史研究は第1号から第9号まで刊行されたところであります。

また、このほか、かつての総南文化研究会や勝浦古文書研究会、その他歴史研究者たちの研究報告等もそれぞれ発表、刊行されており、多くの人たちが郷土史の解明に尽力されてこられたことは周知のとおりであり、敬意を表する次第であります。

しかし、これらの刊行物はすべて大人向けと言っているもので、図書館には子供やお母さん方から勝浦の易しい歴史の本はないですかといった問い合わせも多いと聞いております。図書館には県内の歴史や民話などの児童向け図書も一部にありますが、勝浦市の歴史について詳しくまとめた児童書はほとんどありません。

少し歴史を振り返ってみたいと思います。養珠院お万の方の父親であり、中世の時代を中心に活躍した正木頼忠。勝浦城を受け継ぎ、朝市を開設したと言われる植村泰忠、そして植村家代々。テレビでもなじみの深い南町奉行、大岡忠相の親戚で8代将軍吉宗に見出され、その子、9代将軍家重の側用人として活躍した大岡忠光。それぞれ勝浦城、勝浦藩としてのいわば城主なのですが、子供たちにとってはなかなかわかりづらい史実であると考えます。

もちろん、一説に大日本史編さんのため全国を漫遊したと言われている水戸光圀、いわゆる水戸黄門がお万の方の孫であるということや、朝市などについては比較的知られておりますが、それ以外の史実は余り周知されていないのが現状だと考えます。

もっとも、水戸黄門ですけれども、参考までに申し上げますと、現実には御三家のうち水戸藩主は江戸詰めであったために諸国漫遊は無理で、各地に出向いたのは家来だった、そうわれております。

また、本市からは千葉県の実験者と言われる人材も多く輩出されておりますが、子供たちにはほと

んど知られておりません。しかし、これらの史実は、知っていれば勝浦以外の人たちにもちょっと自慢したくなるような、そんなふるさとの歴史だと思います。

そこで、これまでの通史等刊行物や収集資料等を参考にして、ふるさとの歴史や文化が易しく理解でき、楽しめる学習の友として児童向け「勝浦市の歴史」を編集、刊行する必要があると思います。その考えはあるか、伺いたいと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 教育長から答弁を求めます。松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの中村議員の一般質問に対しお答えいたします。

1点目の行川小学校統合に伴う勝浦市歴史民俗資料館の設置についてでございますが、勝浦市の遺跡は、現在わかっているだけでも120を数えます。議員ご指摘のとおり、荒川吉田遺跡、守谷長網横穴墓群、上長者台遺跡等、一部調査を実施し、必要に応じて調査を実施しているところでございます。

また、仏像調査につきましては、勝浦市の寺院64カ寺に18世紀以前を対象としてどのような仏像があるか、昭和61年から7年の歳月をかけ、当時の岩手大学、田中助教授にお願いし調査をいたしました。

その調査の中で、主に京都を中心に活躍した院助に代表される院派で、室町幕府の初代征夷大將軍であった足利尊氏の庇護を受けた仏師、院廣の刻銘がある木造僧形坐像の発見は、仏像彫刻を語る上で非常に大きな発見ではなかったかと考えます。

民俗資料につきましては、先人たちのたどった歴史や当時の暮らしを知る貴重な資料として保存するため、市民に呼びかけ、随時収集しているところでございます。

文化財の状況でございますが、国の指定文化財が1、国登録文化財が2、県指定文化財が7、県記録選択文化財が1、市指定文化財が20という状況でございます。

収集物の保管場所といたしましては、市民会館や元名木小学校の教室等に保管をしているところでございます。

民俗資料につきましては、一部展示をして教科の資料として役立てている学校もございます。市では、歴史講演会として、勝浦正木氏について、養珠婦人お万の方について、展示会として昔の道具展、指定文化財写真展等を開催した経緯がございますが、資料館のような常時展示できる館があれば、これから先、未来を託す子供たちやお年寄りの方などに勝浦市の歴史を考える場所の提供も必要だと思いますので、小学校の校舎を利用した歴史民俗資料館について、前向きに検討したいと考えております。

2点目の児童向け「勝浦市の歴史」の刊行でございますが、勝浦市では以前から多くの歴史研究家おり、夷隅風土記、私説勝浦史、徳川養珠夫人伝などの郷土史や報告書も多く刊行されております。

市では平成5年に市史編さん委員会を発足させ、これまでに勝浦市史資料編中世、勝浦市史資料編近世、勝浦市史通史編、勝浦市史研究、創刊から第9号等を発行いたしました。しかしながら、児童向けの歴史書についてはないに等しいのが現状でございます。

議員のご指摘のように、勝浦市の史実が児童でもわかりやすい形で示されたらよいと考えますので、検討していきたいと考えております。

以上で中村議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。中村一夫議員。

○5番（中村一夫君） それでは、2回目の質問を行いたいと思います。まず、資料館設置についてなんですが、行川小学校は昭和54年度に鉄筋コンクリートづくりに改築されました。改築当初から将来的には多目的に使うという意向も一部あったようで、過去の議会においてもいろいろ資料館についても質問が出されましたが、その中で資料館について統合を踏まえた答弁もあったと私は記憶してます。また、昭和59年2月策定の新長期計画、市民文化の振興の中でも、文化財郷土資料の収集、保存を図るため、郷土資料館を設置すると、そのような基本施策が示されておりまして、このように前から資料館設置については、そういう要望が叫ばれていたわけであります。

先ほど答弁の中で、今後、資料館については前向きに検討していくということで、私も今後について期待しているわけですが、資料館は通常の集会所なんかと違いまして、設置にはそれなりの準備が必要だと思います。そのために早く設置を決め、早く準備をするということが必要になるうかと思えます。

また、資料館では購入しなければならない展示棚、そういうものもありますけれども、できる限り、今の財政事情ですから、校舎の形態や備品等を活用して経費を最小限に抑えていく方向が必要であろうというふうに思います。

それから、まだまだ各家庭に民俗資料があると思います。設置が決まれば、これらの収集も積極的に行っていく必要があると思いますので、その辺をご承知いただきたいと思いますが、そこでお尋ねいたしますが、跡地活用検討を引き続きやっていくと思うんですが、地域活性などの問題もあり、また早く準備する必要もありますので、そういう跡地利用の中でも資料館については早目に決定して、早目に準備することできないのかどうか、これについてまず1点、お尋ねを申し上げます。

先ほど申しあげました今後の資料の収集ですね。これをどういう方法でいつごろ行っていくのか、お尋ねしたいと思います。

3番目として、設置するんであれば、それらのオープンをいつごろ見込んでいるのか。前向きですから、方向的には設置する方向で行ってくれるのかなと思いますので、まずその辺についてお願いしたいと思います。

次に、児童向け「勝浦市の歴史」の刊行についてであります。これについて検討していくということなんですけども、せっかくつくった勝浦市史でもあり、またこれについては一時、私も事務的に担当していたということもありまして、広く今後、活用していただきたいというのが特に私の考えであります。

特に市史の熱というのが一時より冷めたかもしれませんが、熱が冷めないうちに、どうか児童書の「勝浦市の歴史」というのを刊行していただきたいというのが私の考えであります。

先般、教育委員会が発行しました「勝浦市歴史探索コース」、決算委員会でも示されましたけども、手づくりだと思えないほど出来ばえがいいなと思います。見せてもらって、今後、広く活用していただきたいと思いますが、この児童向け「勝浦市の歴史」も場合によったら、一部、手づくりでもいいのかなとは思っています。ただ、歴史の本ですから、勝浦市史から抜粋するとしても、どれを抜粋するか。また、ちょっと易しく手直ししなくちゃいけませんので、その辺は普通の本にするか、漫画にするかといういろいろやり方はありますけど、いずれにしてもちょっと手間はかかるの

かなと思っています。

しかし、これは歴史の解説書としてばかりではなくて、家族なんかでふるさとを語り、また親子でいろんな絆を深める、そんな一助にもなろうかと思いますので、社会教育課等の職員は国体も控えていて確かに大変でしょうけども、ぜひ積極的に刊行をしていただきたいと、このように思っています。

先ほど検討するということですけども、検討するということはつくる方向で検討してもらえるのか。それとも、まるっきりまだ白紙なのか、その辺を含めて、先ほどの資料館の関係とともに担当課の考えでよろしいので、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 午後3時15分まで休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） 1点目の早目に検討し準備はできないのかというご質問でございますけど、市の方針によりこれは決定になると思いますが、社会教育課といたしましては、資料館は必要なものと考えますので、どのような方法をもって対応するのが一番よいか検討させていただきたいと考えます。

2点目の資料の収集についてですが、これは以前より収集しておりましたが、資料の提供者に保管場所はどのような場所ですかという問い合わせに苦慮したという話も聞いております。そういうことから、資料館の設置が方針決定されれば、保管場所も確保できますので、スケジュール等に合わせ、広報等で広く募集したいと考えております。

3点目のオープンの見込みはというご質問でございますけど、方針決定なされたという前提で話をしたいと思います。統合後の学校管理ですが、後処理対応から1年間は教育課の管理となると思います。この間に関係課と協議をして、でき得れば、市民会館、元名木小学校、勝浦集会所に保管してあります民俗資料等を移設したいと考えております。その後、資料の整理、展示できるものと、できないものの区分け、展示のレイアウト、資料館の管理方法等、人的にかかるもの、経費等がございますので、そのようなことを考えますと、約2年後ぐらいになるのかなとは思っております。

4点目の児童向けの歴史書についてでございます。児童向けの歴史書についてはまだ作成するとは決定はしていませんが、必要なものと考えております。作成に係る資料については、勝浦市史の通史編ですが、これを使用して作成すればよいと考えます。また、策定に関しても人的配置とか作成時間等いろいろな問題が発生すると思いますので、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。中村一夫議員。

○5番（中村一夫君） ありがとうございます。それでは、3回目の質問を行いたいと思います。資料館については、展示やそれに対する解説等、これは専門家や業者に頼めば、それは問題なく早くできると思いますが、今の時世で経費を抑えるためには、ほとんど職員がやることになるんじゃないかなと思います。そのためには、今、2年間と言いましたが、私はこの2年はちょっとかか

り過ぎかなというふうに思いますけど、時間的には手間とともにかかるとは思いますが。特に午前中にも話がありましたけども、専門職である学芸員の配置を私は望みたいと思いますが、事前に配置しても、それでも設置の決定や準備は早くやらないとオープンまでにはなかなか到達しないというふうに考えておりますので、しつこいようですけども、私なりに申し上げておきたいと思います。

さて、話は変わりますが、ちょっと古い話なんですが、以前、千葉県の文化財保護協会というところが文化財保護に関する小論文を募集いたしました。大分前なんですが、私も一応、応募はしたことがあるんですけど、そのときに最高賞をとったのが銚子の方で、その方は自分たちのふるさとの中に優れた文化財があると、自分で研究、調査してみたくなる。ふるさとの中には優れた文化財がいっぱいあるんだ、そんなことを書いておりました。私もそれを読んで、まさにそのとおりだなと思った覚えがあります。私たちの身の回りには、いろいろな歴史的な価値のあるものがたくさんあるんだと、私は思います。そうしたものをこれからも私たちは保護、保存していく必要があるんだと、つくづく思いました。

来年、市制50周年記念事業の一環として、なんでも鑑定団、勝浦に来ると言いますが、ここで鑑定される美術品やまた骨とう品にしても、私たちの周りに伝わっている歴史民俗資料やまた工芸品等にしても、ちょっとした興味やきっかけで、それを収集するようになったり、それを保護する気持ちになったりするんですね。場合によっては、今言われているように、愛郷心といいますか、ふるさとを思う心、それとかふるさとへの理解、文化財に対する理解、そういうものが出てくるんじゃないかと思います。

ですから、そんなきっかけとなる情報提供や学習の場がとても大切なんです。そういうものを整備する必要があるんだというふうに思います。それが今回、私が申し上げている資料館であり、児童向けの勝浦市の歴史という刊行物ということになります。特に資料館については、これまで長年の懸案事項でありまして、ある意味での夢というのを実現させる、今回はいい機会なのかなと、私は思います。

3回目ということで、私のこうした意見やこれからの市の方向性に対して、特に歴史や文化に造形が深く、歴史に理解と興味があると思われる市長より最後にお考えを伺いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 資料館あるいは地域にある美術館、私は十数年前に信州を旅行したときに、小さな町にも資料館がある。そして、郷土の偉人たち、画家、書家の作品が陳列されもし、郷土の古民具、そういうものが展示されている。それを見たときに、長野は教育県でありますから、それは資料館があり、またないところは美術館があっても当たり前じゃないと言われるかもわかりませんが、そういうものができることによって、その地域の人たちの誇りになり、地域に生きる、自分たちの先祖たちの功績を目の当たりにすることによって、その地域で生きる自信が持てるというふうに私は感じました。したがって、教育県としての伝統は受け継がれているのも、その辺のことがあるのかなというふうに痛感しました。

幸いにして、今、行川小学校の統合の問題が出て、具体化されて、来年度の4月という話でございます。私自身もこの町にそういうものがあっても、当然と考えております。そこに出版されている作品がむろんその地域の人たちに歴史を理解させ、郷土愛に燃えさせ、自分たちが今を生きる元気をもらおうという意味においても充実をさせていかなきゃいけないというふうに考えており

ます。したがって、これから先、いろいろな障害にぶつかるかも知れませんが、私はぜひとも実現させていきたい。その地域地域の期待に沿った、これからの子供たちの教育にも役立てる大きな施設の一つとして活用していきたい、そういうふうに考えております。

したがって、今日は社会教育の問題が大きく取りざたされた本会議でございましたけれども、そういう意味でこれからの教育委員会、そして社会教育課の存在は改めて大きくクローズアップされてしかるべきだろうと、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）　続きまして、根本　議員の登壇を許します。根本　議員。

〔3番　根本　議員登壇〕

○3番（根本　議員）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

皆様には長時間にわたり、大変お疲れでしょうが、私が最後でございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、学校給食の食品衛生、従事者の個人衛生についてお聞かせください。平成19年度決算審査でも質問いたしましたが、本年の1月22日の食材検査の報告書の中に、原材料の鶏肉、調理加工したイカのぴり辛焼き、磯香あえに大腸菌群が付着しており、陽性反応との報告が届いております。この食材検査であります、子供たちに提供している給食の中から数点を検査してもらうもので、検査結果は数日後にわかります。ということは、少し過激に言わせていただければ、大腸菌の付着した給食を子供たちは既に食べていることになります。大腸菌コロニーは微量でしたので、大事には至らなかったこととなりますが、私は学校給食の安全性確保に対する配慮は万全かという疑問が残りました。

特に今回の報告で注意しなければならないのは、大腸菌群が調理加工品2点についていたことです。そもそも大腸菌は十分な加熱をすることで死滅するものですが、加熱してあるはずのイカのぴり辛焼き、磯香あえに付着していたことです。これは何を意味するのか。すなわち、現場からの2次汚染により付着したものであることがわかります。

私は、従業員の個人衛生、調理器具の徹底した消毒がなされているのか、従来の衛生管理のやり方でいいのだろうか、子供たちに安全な給食を提供するためにも一層の努力をするべきと言わざるを得ません。

ノロウイルス、O-157などの事件を思い出すのは、私だけではないと思います。子供たちを預ける父兄の皆様方は、学校に対し信頼を寄せているわけですから、その信頼を裏切らないためにも大きな事件になる前に、市としての万全な対応を求めるものです。

あわせて、従来やっけてきている食品衛生、個人衛生はどのようなことをやってきたのか、またこの二、三年において大腸菌などの食中毒菌の報告は何件あったのか、参考までにお聞かせください。

次に、鶴原地先の産業廃棄物最終処分場についてお聞かせください。9月議会でも伺いましたので、市の産廃に対する考えはよしとするものでありますが、その後、周辺住民に再三再四にわたり説明会開催の通知が業者から送られております。しかし、周辺住民の方々はだれ一人行っておりません。それだけ皆様は真剣に考えているのです。しかし、県の進捗状況が見えてきません。一体、どこまで行っているのか、事前審査フォローでどこまで進んでいるのか、市民の方々も気になると

ころでございます。

鵜原区では区長が中心となって建設反対の協議会を立ち上げました。今後の活動として署名運動、また反対の看板を設置することになっているようです。これからも鵜原区としても、時間も、またお金もかかります。代表の方々が区民に説明会を行っているところでございますが、市としてもできる限りの範囲の協力をいただきたいと思います。まず、市のお考えをお聞かせください。また、県の進捗状況もお聞かせください。

登壇での質問は以上でございます。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、鵜原地先の産業廃棄物最終処分場事前協議書書類調査に係る千葉県の進捗状況についてでございますが、千葉県廃棄物指導課には機会があるごとに状況確認を行っているところでございますが、去る12月2日に確認いたしましたところ、産業廃棄物最終処分場事前協議書に修正箇所があり、業者に対して修正箇所の必要書類の提出を求めている状況であり、これが整い次第、平成21年1月ごろに勝浦市へ意見照会をする予定であるとのことであります。

市の方針としては、私、議会で申し上げたとおり、私の基本姿勢にぶれはございません。市野郷地先の問題は、私のこの種の問題に対する真の姿勢であるということをご理解いただいて、市民の皆様にもその辺を十分理解していただき、地域地域の協議を続けていただければというふうに考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、食の安全に関するご質問につきましては教育長より答弁いたさせます。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成20年1月22日付で県に報告した学校給食用食材の定期点検結果報告の中に、鶏肉、イカのぴり辛焼き及び磯香あえに大腸菌群の陽性反応が出ております。鶏肉及びイカのぴり辛焼きにつきましては、納入された調理前の食材を検査したことによる大腸菌群の陽性反応であり、その後の食材加熱により大腸菌群は死滅いたします。また、磯香あえの大腸菌群の陽性反応につきましては、大腸菌群の数は微量であり、健康被害の報告等はありませんでした。一般的に大腸菌群といってもさまざまな菌が存在します。大腸菌を初めサイトロバクターやクレブシエラなど多くの腸内細菌科に属する菌種が含まれます。大腸菌群は自然界にも広く分布し、人や動物のふん便とは全くかわりのない場所からも検出され、常にふん便汚染を意味するものではありません。

いずれにいたしましても、学校給食共同調理場といたしましては、磯香あえから陽性反応が出たことについて、2次汚染など取り扱いに問題があったかどうかを検討を重ねました。結果的には原因を特定することはできませんでしたが、加熱処理、その後の調理方法については、個々の処理の仕方について職員一人一人が細心の注意を払って調理に当たっております。その後においては、調理後の食品の検査結果は陰性であります。

次に、従来行っている食品衛生、個人衛生についてお答えいたします。

まず、食品衛生につきましては、文部科学省作成の学校給食衛生管理基準に基づいて勝浦市学校

給食共同調理場衛生・作業マニュアルを作成し、作業を行っています。具体的な内容といたしましては、納品時における検収に注意を払い、水質検査等を実施しています。

個人衛生につきましては、調理員等の健康管理簿への健康チェック、月2回の細菌検査、手洗いの励行など、衛生面に細心の注意を払っています。

次に、この二、三年における大腸菌などの陽性反応の報告について申し上げます。平成18年度以降、食材検査を合計6回実施いたしました。食材は調理前のもの12品目、調理後のもの11品目でした。そのうち大腸菌群の陽性反応が出たものについて申し上げます。調理前のものにつきましては、もやし、鶏肉、豚肉、イカのぴり辛焼き、きゅうりでした。調理後のものにつきましては、磯香あえのみであります。

今後につきましては、さらに衛生管理の徹底を図るとともに、食の安全に十分留意し、子供たちの健やかな発育を目指し、安全・安心でおいしい給食を供給できるように、さらに努力していきたいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） 答弁、ありがとうございました。まず、学校給食のことを伺います。文部科学省の諮問機関である中央教育審議会において、学校給食法の改定2008年の答申の中で、こういうのが載っております。読ませていただきます。

「学校給食における衛生管理の徹底。

①学校給食において、安全・安心な食事の提供は大前提であり、学校給食調理場の衛生管理責任者である栄養教諭等の指導の下、食品、調理作業、施設設備や調理員の衛生管理の徹底を図り、食中毒等の発生を防止することが不可欠である。

②食中毒を防止し、安全な学校給食を提供するため、文部科学省では「学校給食衛生管理の基準」（平成9年文部科学省体育局長裁定）を作成し、局長通知により各学校に学校給食の衛生管理の徹底を要請している。

③しかしながら、これらの基準を遵守した学校給食を実施することは市町村や各学校の判断にゆだねられており、関係者の食中毒に対する意識や衛生管理が不十分なため、食中毒が発生している事例も見られることから、より安全で安心な学校給食の実施のために、学校給食における衛生管理を今後さらに強化していく必要がある。」等々うたっております。

平成18年、19年度の決算を、私、たまたま決算委員で見まして、検査方法というのは変わっておりません。実際変わってなかったはずです。私が言いたいのは、今後、この学校給食法の改正に基づいて、もう少し深く検査をするべきじゃないのかな、そう思います。そういった点で、どうお考えなのか、これをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それと、産業廃棄物のことでありますが、よくわかりました。ありがとうございます。ただ、1つだけお願いしたいのが、せっかく鶴原区としても区長を初め有識者の方がこの産廃反対の協議会を立ち上げたわけでございますから、どうかそちらにも逐一、情報を入れていただきたい、そう思うわけであります。市民の方、特に区民の方は大変心配しておりまして、相手方からの4度にわたる説明会開催の通知は来ておって、なおかつ県のほうの動きが全くわからないということでもありますので、その点でこちらから県のほうに問い合わせ、先ほど市長のほうから答弁をいただきましたけれども、逐一、協議会のほうに連絡もしていただければと思います。

それともう一点であります、これは産廃の問題とは若干異なるわけではありますが、市野郷字上大広尾1365番地にあります廃棄物処理、特に硫酸ピッチを処理した工場跡地について伺いたいと思います。これは通告はしておりませんので、議長の許可をいただきたいと思います、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なぜ通告をしなかったかといいますと、この硫酸ピッチに関しては、私、全くの素人でありまして、1人で現場を見に行くというのが大変危険であるということで、専門家とアポイントをとりまして、先週の土曜日にその現場を見てまいりました。

現状を言いますと、軽油の密造に際して発生する硫酸ピッチを処理したスラッジというものが多数あそこにあります。見た限りありますが、大体地上に160トン、地中に埋まっていると思われるものが約1トンぐらい入る袋なんです、これが約350ぐらいある。また、密造した軽油等を隠すために使用した60キロタンク6本と液状硫酸ピッチ、その泥、約20トン进行处理するものがあります。

なぜ、これを言わせていただくかという、あの周りに行きますと、やたら油臭いと。これは周辺住民の方からの通報でありまして、環境課にも行きましたけども、てっきり硫酸ピッチが置いてあるのかということで行きましたら、硫酸ピッチではなく、このスラッジが大量に放置してある。その会社は株式会社K I Dというもので、その代表が小出長雄という方です。現在、この方は一体何をしているかという、服役中でございます。岩手県のほうでつかまったと。やはり産廃のことでつかまったらしいです。その中で、2年前ぐらいに市野郷の現地確認を警察と県の環境課のほうでしたということで、その中で地中にかなりのものが埋まっているということであります。これは県のほうに問い合わせいただければ、きっとわかるだろうなと思います。

これは答弁は求めません。何にしても県が対応でありますので、答弁は求めませんが、こういうものが勝浦には結構あるというふうに伺っております。市野郷、市野川あたりは地中に硫酸ピッチ自体が埋まってるんじゃないのか、そういう話も聞いておりますので、どうかこれは県のほうに要望いたしまして、速やかにあの硫酸ピッチのスラッジを処理していただくよう努力していただきたいと思っております。

また、こういった業者は、また次の新しい会社を立ち上げて、またこの敷地の改善計画書なるものを県に提出しているとも聞いております。どうか、そういうものも含めて、県は絶対受け取らないでもらいたいと、そういった要望もあわせてお願いしたいと思っております。

2回目の質問は以上でございます。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） それでは、お答え申し上げます。定期の食品点検につきましてのことでございますが、これにつきましては議員おっしゃるとおり、学校給食衛生管理基準に基づきまして行っております。点検は毎年、年2回実施することとわかれておりますので、それに基づきまして県のほうからも文書依頼等があります。それに基づきまして2回ほど行っておるわけでございます。

なお、千葉県夷隅健康福祉センター、夷隅保健所のほうで隔年のペースで食品検査を行っております。それも含めまして、今後とも今お話ししました大腸菌群等の陽性反応が出ないように、職員一人一人がもう一度、この基準とセンターのマニュアルに基づきまして、お互いに注意し合いながら子供たちの健康のために給食の作成等に当たっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） 3度目の質問をさせていただきます。わかりました。従来のやり方をそのまま継続するという方向なんでしょうか、私はそういうふうを受け取ったのですが。私は専門でありますので、あえて言わせていただきます。非常に甘いです。大腸菌群で食中毒が起き得るのです。これは私も何度も経験があります。今回は大腸菌コロニーに関してはかなり微量でありますので、それは心配なかったかもしれませんが、時間とともにああいうものは増えていくし、迅速な搬入をして口に運ばないと、なかなか厳しいものがあるんだろうと思います。

実は、私、この業界に入りまして約30年近くたっておりますが、個々の衛生観念となると、なかなかうまく周知徹底できるものじゃございません。私も指導する立場にありましたので、どうやったらみんなに衛生観念というのを体で、また見て覚えてもらえるかということで、さんざん苦労いたしました。その中で1つ例として言わせていただきますが、日本には検査機関というものが数多くありますが、その中で一番厳しいだろうという日本オリンピック協会の中でドーピング検査をする会社がございます。これは日本で1社だけ。世界のオリンピックでもこの会社から派遣されてやっているという会社でございます。そういうところから食材に関して、また店舗検査に関して、1カ月に一度、抜き打ちで入ってもらう。抜き打ちですから、従業員は全くわかりませんので、知っているのは私、1人でございまして、その中で現状を見てもらうと。その中で問題点が数多くありまして、検査箇所についても約23カ所ございます。それを一つ一つつぶしていくというかなり厳しいものでございます。でも、それを何年もやっていくうちに、従事者の考えは、きれいなものをより安全に食べていただく自覚が生まれてくる。確かに、学校給食は栄養士がいっぱいいます。1年に一遍、または2回、講演にはきつと行ってるんだろうと、そう思っておりますし、予算を見ますと、出張の費用として入っておりますが、栄養士が行っても、それが本当に周知徹底されるのか、それは私も身をもってわかりますけど、どうなのかなというのが疑問でありますので、もしできるのであれば、今度の予算の中で検査機関を入れてのそういう検査体制をやっていただきたいと思いますが、その点でどうでしょうか。以上であります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） お答えいたします。先ほど渡辺課長のほうから法規に決められた検査については十分行っていると。さらに、職員については細心の注意を払うように指導を進めますということでございました。ただ、今、議員のご指摘のように、もし子供たちにそういう事故が起こってしまったら困るわけですから、今後どうするかにつきましては、今いただいたご指導等を参考にしながら十分研究をさせていただいて、対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○議長（水野正美君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月11日は議事の都合等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、明12月11日は休会することに決しました。

散 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
12月12日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 5 0 分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件